

## **7. 幼児教育の推進体制等**

## 幼稚園等の主担当部署の状況

出典:文部科学省 令和5年度幼児教育実態調査

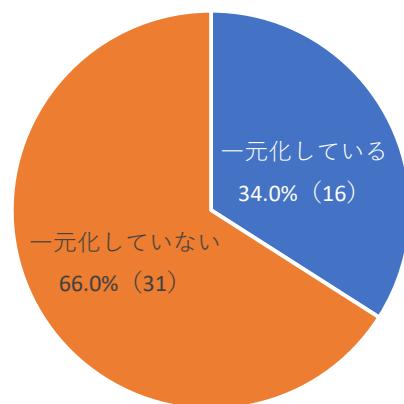
### 幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所の教育・保育内容の主担当部署の状況（都道府県）

- 地方公共団体内で設置されている公私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園及び保育所に関する教育・保育内容の主担当部署が首長部局又は教育委員会のいずれかのみ（一元化）としている都道府県は34.0%であった。

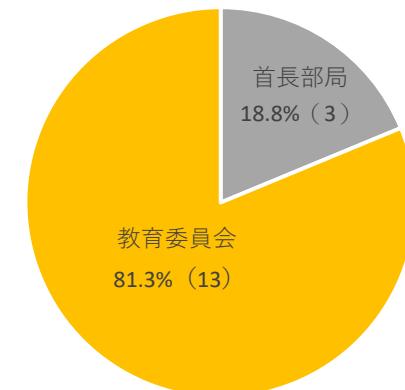
※教育・保育内容：主に幼稚園教諭、保育士、保育教諭の研修の企画立案の担当を想定している。また、事務委任や補助執行を行っている場合を含め、実質的に主に業務を担っている部局を含む。

#### 都道府県

	首長部局	教育委員会	対象施設がない
①施設型給付を受ける私立幼稚園	28	19	0
②施設型給付を受けない私立幼稚園	27	19	1
③私立幼保連携型認定こども園	31	16	0
④公立幼稚園	2	44	1
⑤公立幼保連携型認定こども園	26	19	2
⑥保育所（保育所型認定こども園を含む）	34	13	0



→一元化の内訳



※1 母数：47都道府県  
※2 グラフ中の（ ）内は都道府県数

# 幼稚園等の主担当部署の状況

出典:文部科学省 令和5年度幼児教育実態調査

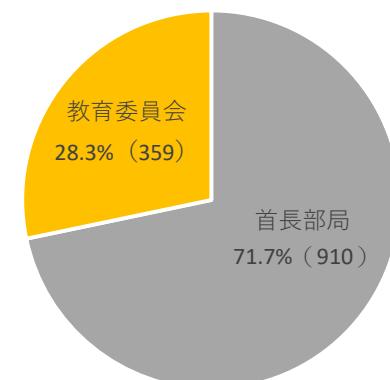
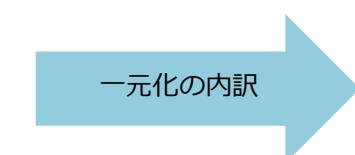
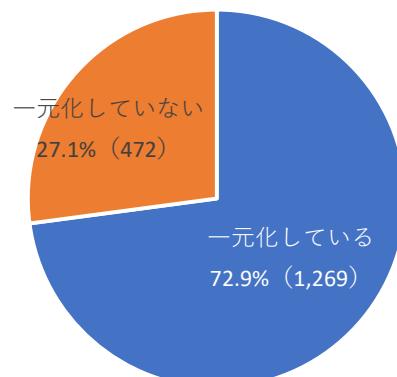
## 幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所の教育・保育内容の主担当部署の状況（市町村）

- 地方公共団体内で設置されている公私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園及び保育所に関する教育・保育内容の主担当部署が首長部局又は教育委員会のいずれかのみ（一元化）としている市町村は72.9%であった。

※教育・保育内容：主に幼稚園教諭、保育士、保育教諭の研修の企画立案の担当を想定している。また、事務委任や補助執行を行っている場合を含め、実質的に主に業務を担っている部局を含む。

### 市町村

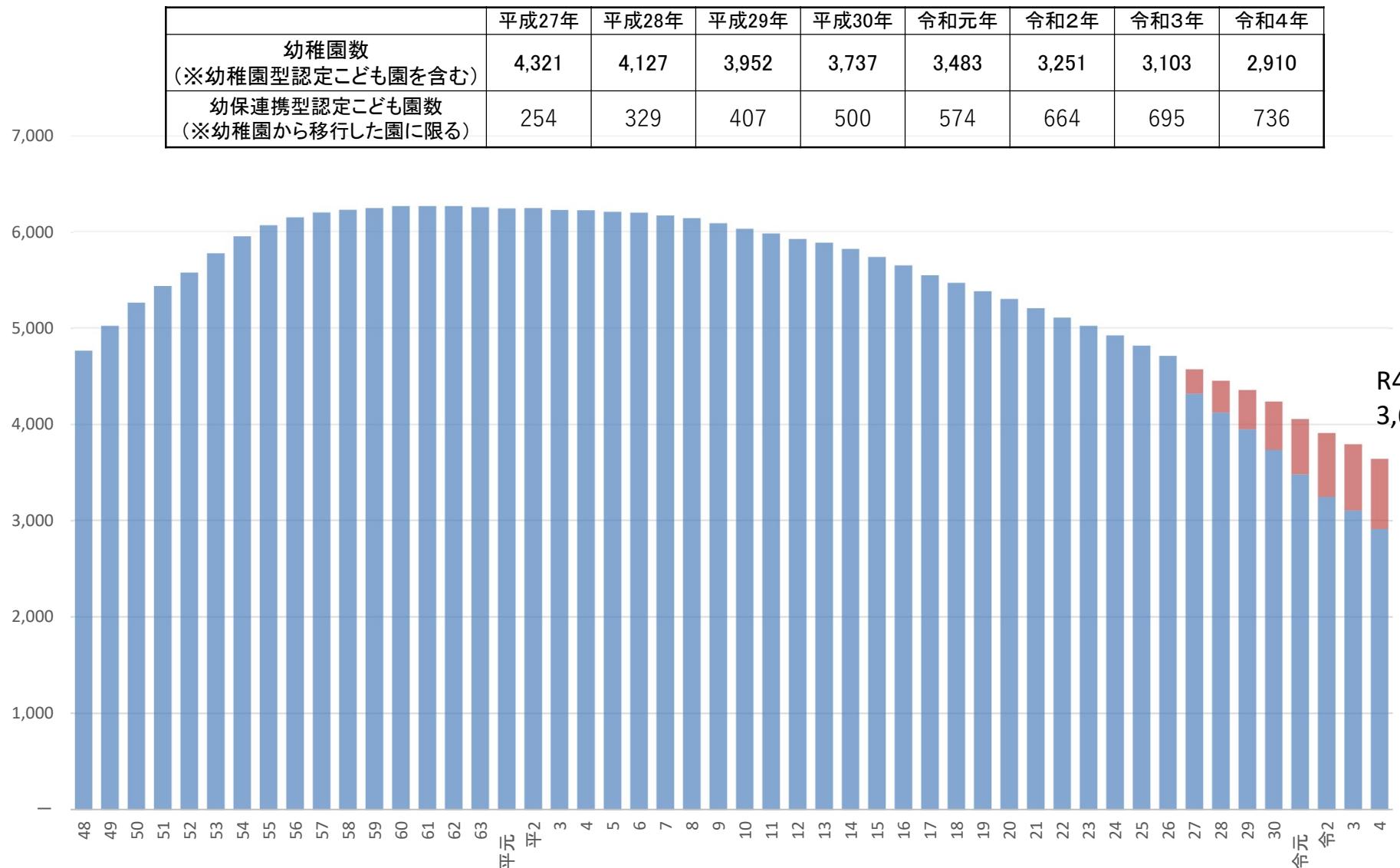
	首長部局	教育委員会	対象施設がない (無回答含む)
①施設型給付を受ける私立幼稚園	537	141	1,063
②施設型給付を受けない私立幼稚園	343	153	1,245
③私立幼保連携型認定こども園	786	125	830
④公立幼稚園	141	484	1,116
⑤公立幼保連携型認定こども園	247	151	1,343
⑥保育所（保育所型認定こども園を含む）	1,269	275	197



※1 母数：1,741市町村  
※2 グラフ中の（ ）内は市町村数

## 公立幼稚園（※幼稚園型認定こども園を含む）及び幼保連携型認定こども園の施設数の推移

（出典：令和4年度学校基本調査／認定こども園に関する状況について（令和4年4月1日現在））



■ 幼稚園数(※幼稚園型認定こども園を含む)

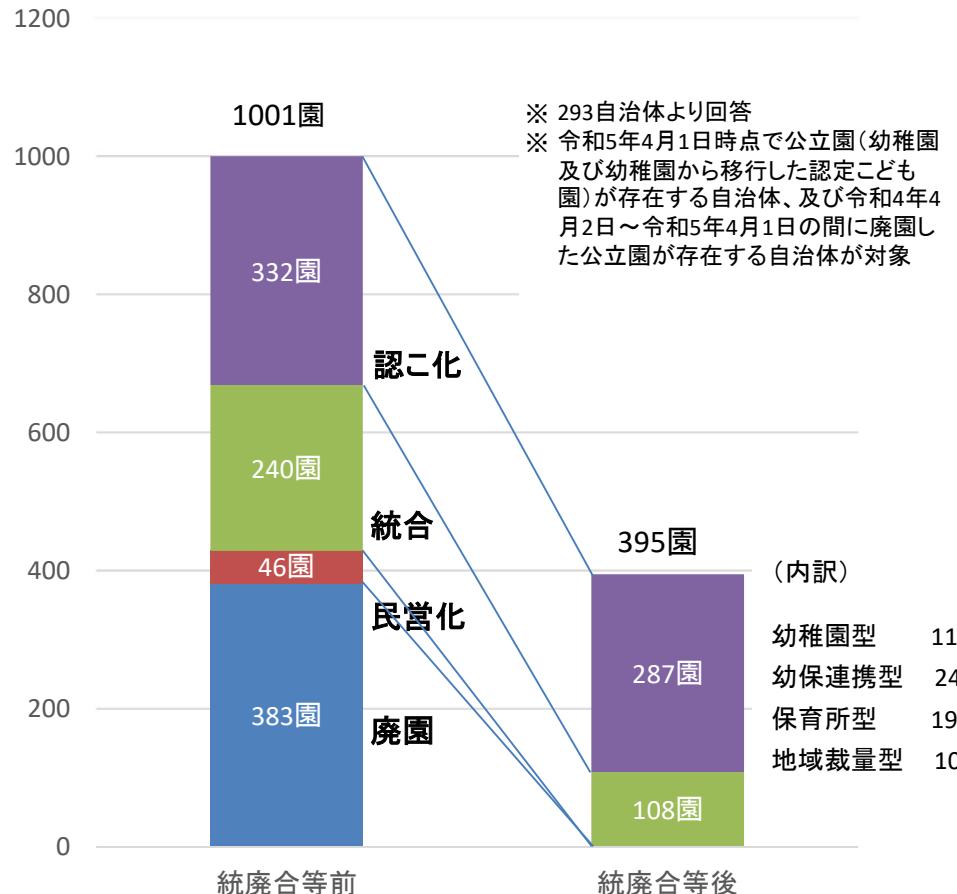
■ 幼保連携型認定こども園数(※幼稚園から移行した園に限る)

# 公立幼稚園等の統廃合に関する市町村の動向

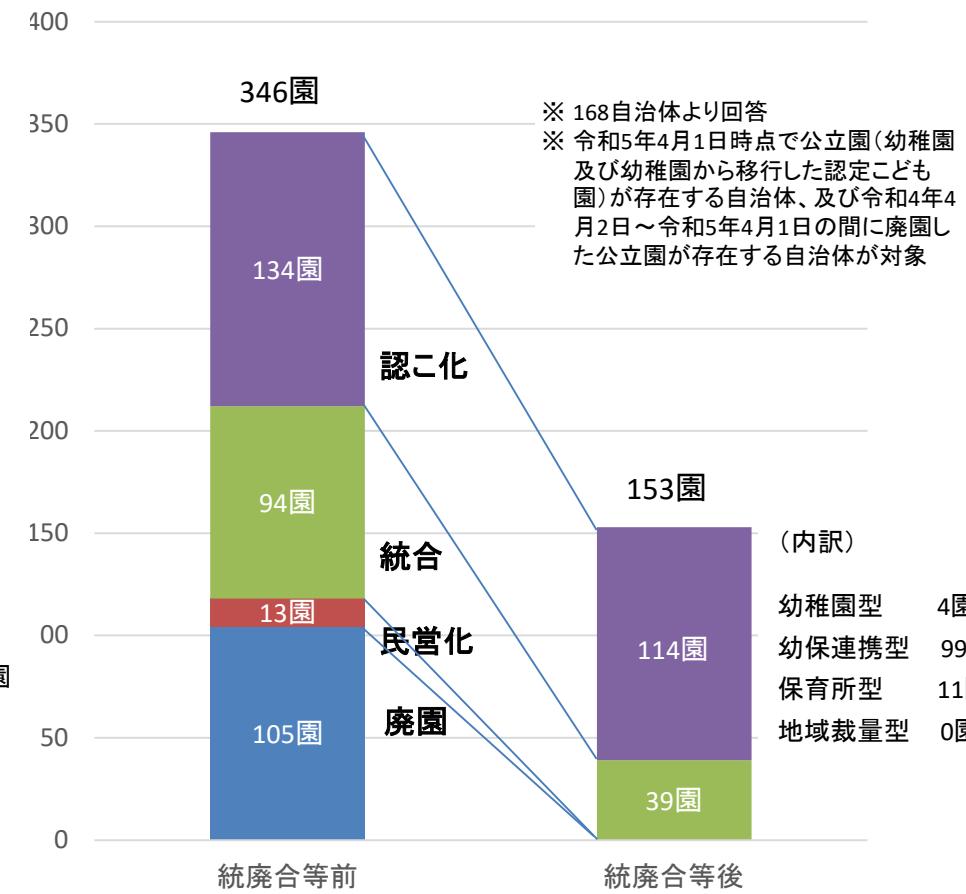
(出典：令和5年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況等調査)

過去（平成27年度以降）に統廃合等を行った／今後5年以内に統廃合等を行う予定がある園の統廃合前後の施設数

過去(平成27年度以降)に統廃合等を行った  
(内訳)



今後5年以内に統廃合等を行う予定がある  
(内訳)

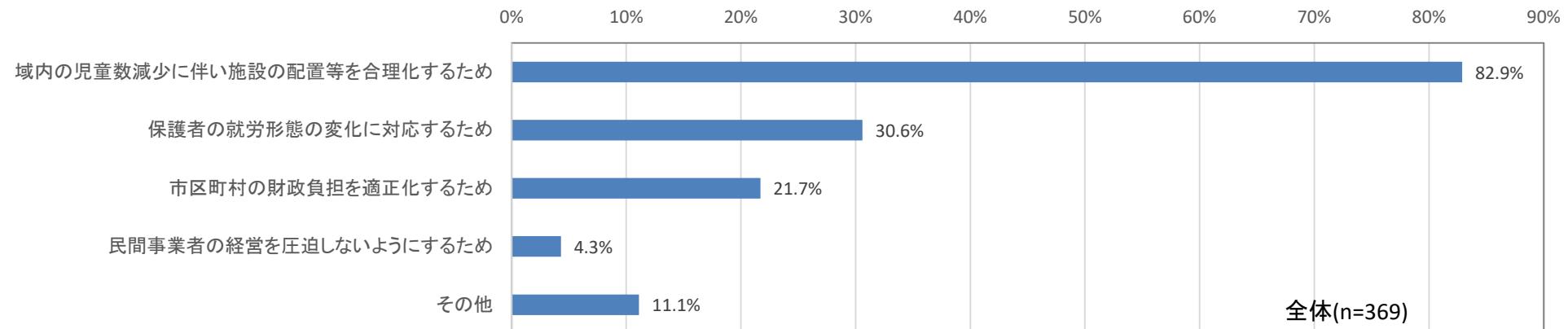


- ウ.自治体内における公立保育所と統合するなどして認定こども園を設置した
- イ.自治体内における二つ以上の公立幼稚園を統合して一つの幼稚園を設置した
- エ.園の運営を民間事業者に移管した(民営化した)
- ア.他園と統合することなく幼稚園を閉園した

- ウ.自治体内における公立保育所と統合するなどして認定こども園を設置した
- イ.自治体内における二つ以上の公立幼稚園を統合して一つの幼稚園を設置した
- エ.園の運営を民間事業者に移管した(民営化した)
- ア.他園と統合することなく幼稚園を閉園した

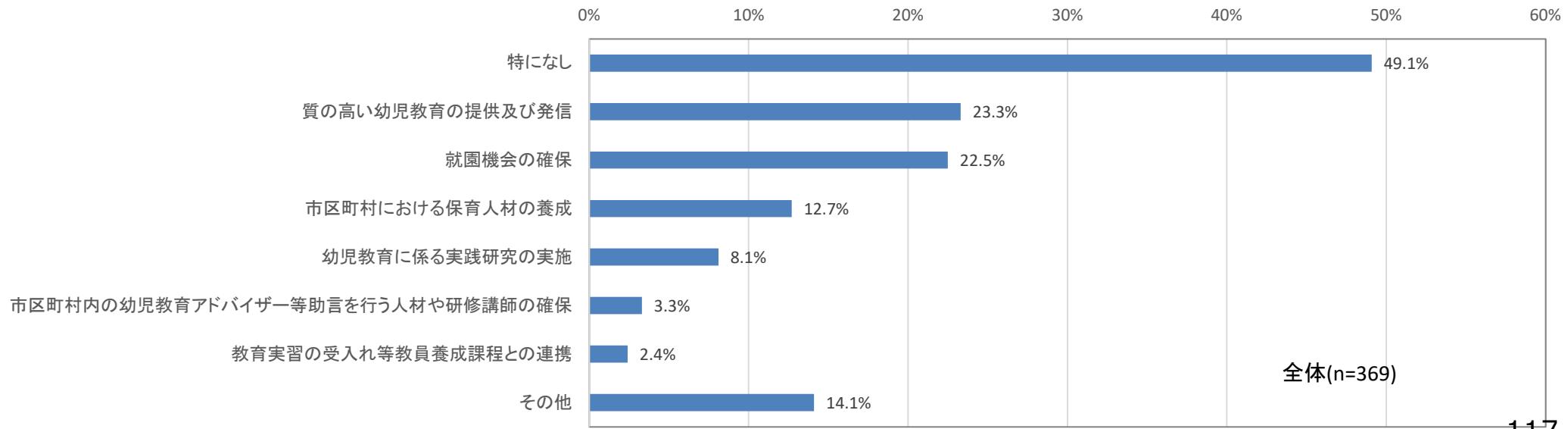
## 統廃合等の実施にいたった、あるいは将来実施を検討している理由

問4.②貴市区町村の公立幼稚園等の統廃合等の実施にいたった、あるいは将来実施を検討している理由



## 統廃合等の実施にあたっての懸念点

問4.③貴市区町村の公立幼稚園等の統廃合等の実施にあたり懸念と考えていた、あるいは将来実施するにあたり懸念と考えられる点(3つまで)

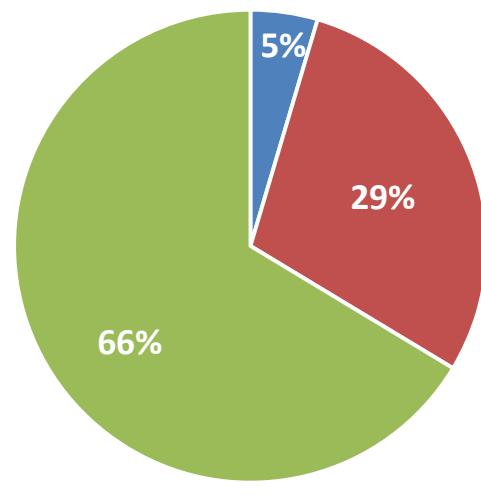


## 公立幼稚園等における保育年数

出典:文部科学省 令和5年度幼児教育実態調査

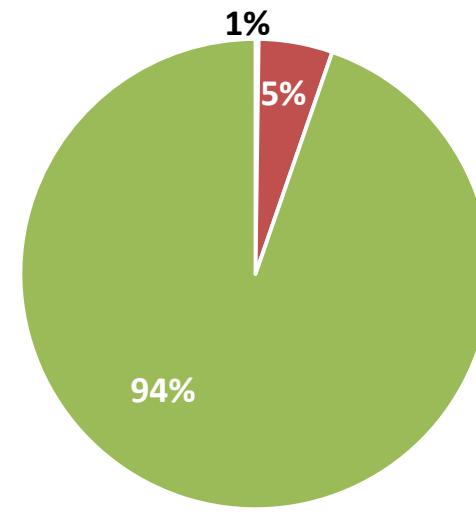
	1年保育	2年保育	3年保育
公立幼稚園(※幼稚園型認定こども園を含む)	114	725	1655
公立幼保連携型認定こども園	2	48	895

公立幼稚園(※幼稚園型認定こども園を含む)



■ 1年保育 ■ 2年保育 ■ 3年保育

公立幼保連携型認定こども園



■ 1年保育 ■ 2年保育 ■ 3年保育

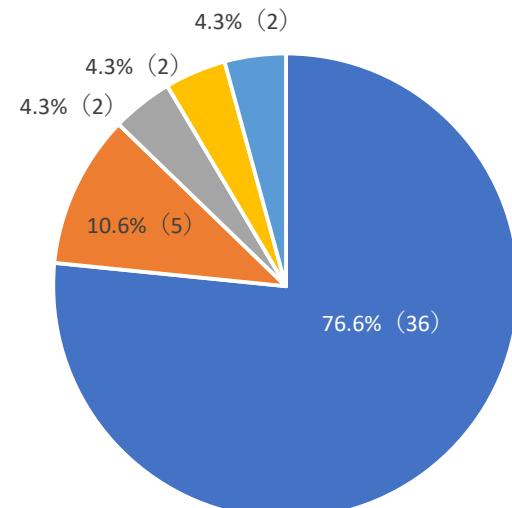
# 幼稚園等の主担当部署、幼児教育センターの設置等の状況

※幼児教育センター：幼稚園教諭・保育士・保育教諭に対する研修の機会の提供や幼児教育に関する研究成果の普及・啓発、各園等からの教育相談等を行う地域の拠点をいう。

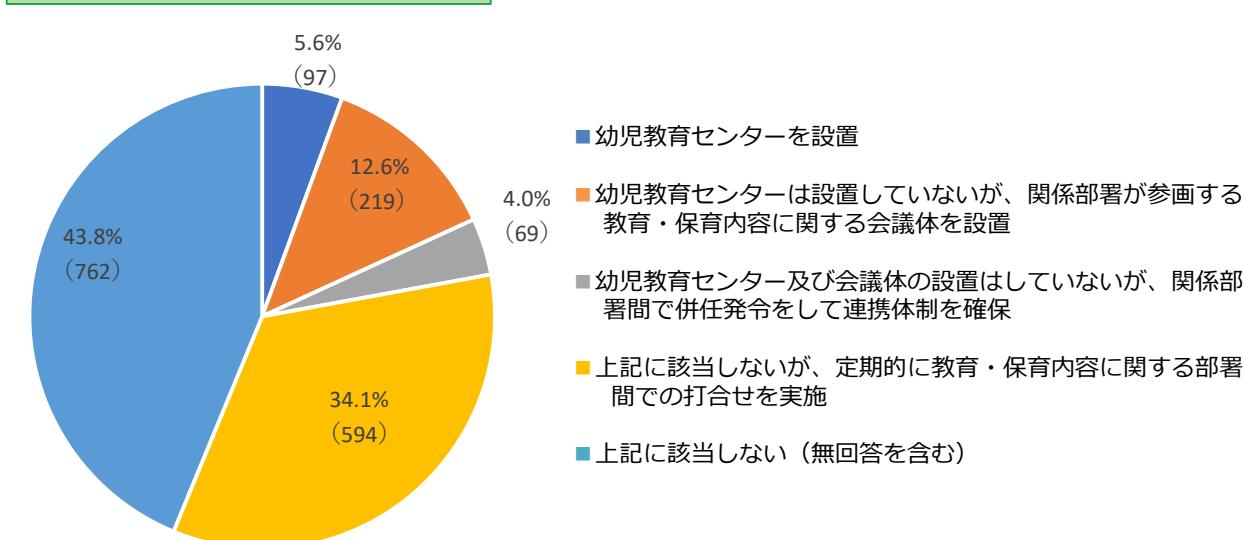
## (3) 幼児教育センターの設置等の状況

- 幼児教育センターを既に設置している都道府県は76.6%、市町村は5.6%であった。
- 幼児教育センターは設置していないが、関係部署が参画する教育・保育内容に関する会議体を設置している都道府県は10.6%、市町村は12.6%であった。
- 前回調査から都道府県は9、市町村は7増加しており、近年増加傾向にある。

都道府県



市町村



幼児教育センターを設置している都道府県・市町村数の推移

※1 母数：47都道府県又は1,741市町村

※2 グラフ中の（ ）内は都道府県数又は市町村数

	平成28年度	令和元年度	令和3年度	令和5年度
都道府県数	11	19	27	36
市町村数	29	79	90	97

※ 母数：47都道府県又は1,741市町村

# 幼児教育アドバイザー等の配置状況、勤務経験、担当業務の範囲

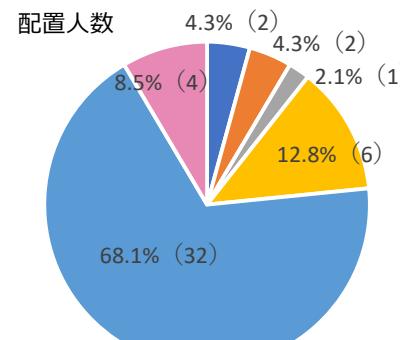
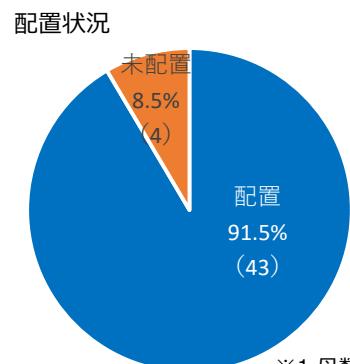
※幼児教育アドバイザー：幼児教育・保育に係る指導・助言を専ら担当する職員をいう。

出典：文部科学省 令和5年度幼児教育実態調査

## (1) 幼児教育アドバイザー等の配置状況（都道府県）

- 幼児教育アドバイザー等を配置している都道府県は91.5%であった。
- 前回調査から都道府県は4増加しており、近年増加傾向にある。

### 都道府県



■ 1人配置 ■ 2人配置 ■ 3人配置  
■ 4人配置 ■ 5人以上配置 ■ 未配置

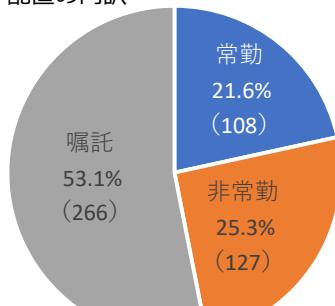
※1 母数：47都道府県  
※2 グラフ中の（ ）内は都道府県数

### 幼児教育アドバイザー等を配置している都道府県の推移

	平成28年度	令和元年度	令和3年度	令和5年度
都道府県数	12	24	39	43
設置率[%]	26	51	83	91

※ 母数：47都道府県

### 配置の内訳



※1 母数：幼児教育アドバイザー等の配置人数（501人）  
※2 グラフ中の（ ）内は配置人数

### 幼児教育アドバイザー等の配置人数と都道府県数

	都道府県数			
	計	常勤のみ配置	常勤と非常勤・嘱託どちらも配置	非常勤・嘱託のみ配置
1人配置	2	1	0	1
2人配置	2	1	0	1
3人配置	1	0	1	0
4人配置	6	0	4	2
5人以上配置	32	0	26	6

# 幼児教育アドバイザー等の配置状況、勤務経験、担当業務の範囲

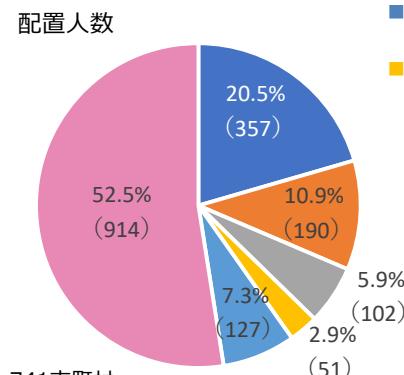
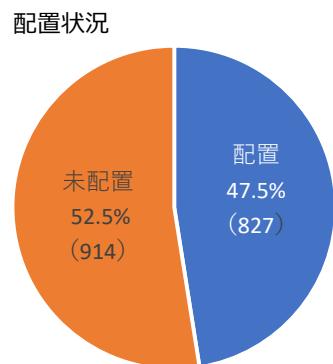
※幼児教育アドバイザー：幼児教育・保育に係る指導・助言を専ら担当する職員をいう。

出典：文部科学省 令和5年度幼児教育実態調査

## (1) 幼児教育アドバイザー等の配置状況（市町村）

- 幼児教育アドバイザー等を配置している市町村は47.5%であった。
- 前回調査から市町村は119増加しており、近年増加傾向にある。

### 市町村



■ 1人配置 ■ 2人配置 ■ 3人配置

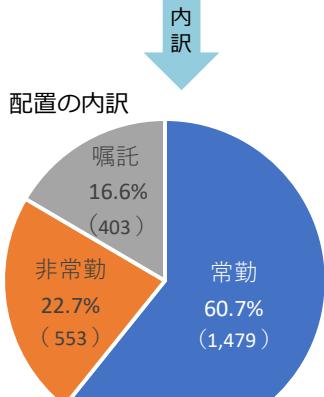
■ 4人配置 ■ 5人以上配置

■ 未配置（無回答含む）

### 幼児教育アドバイザー等を配置している市町村の推移

	平成28年度	令和元年度	令和3年度	令和5年度
市町村数	200	300	708	827
設置率[%]	11	18	41	48

※ 母数：1,741市町村



※1 母数：幼児教育アドバイザー等の配置人数（2,435人）  
※2 グラフ中の（ ）内は配置人数

### 幼児教育アドバイザー等の配置人数と市町村数

	市町村数			
	計	常勤のみ配置	常勤と非常勤・嘱託どちらも配置	非常勤・嘱託のみ配置
1人配置	357	258	99	99
2人配置	190	99	48	43
3人配置	102	37	51	14
4人配置	51	21	30	0
5人以上配置	127	35	81	11

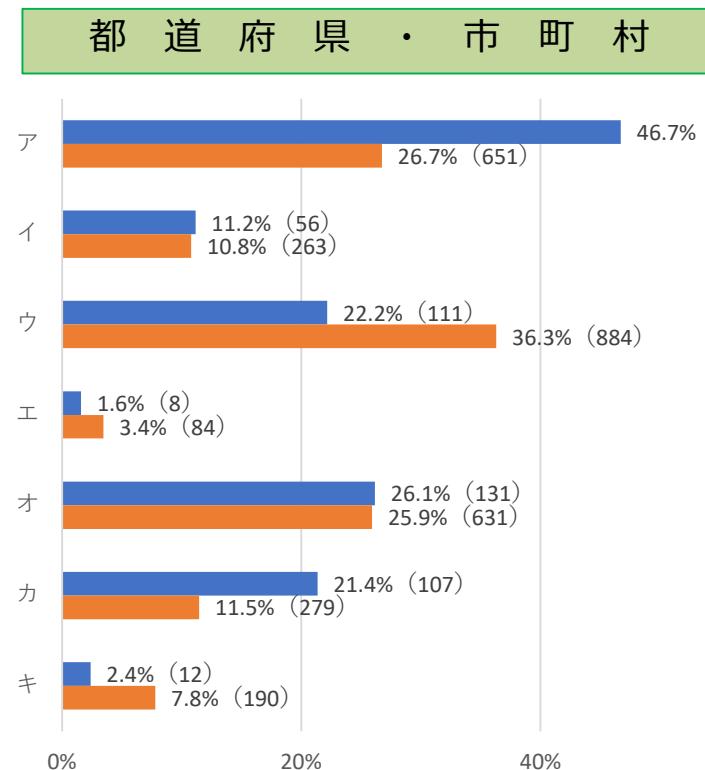
# 幼児教育アドバイザー等の配置状況、勤務経験、担当業務の範囲

出典：文部科学省 令和5年度幼児教育実態調査

## (2) 幼児教育アドバイザー等の勤務経験

- 幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所での勤務経験がある幼児教育アドバイザー等は、都道府県で合計401人、市町村で合計1,798人であった。また、小学校での勤務経験がある幼児教育アドバイザー等は、都道府県で131人、市町村で631人であった。

※複数回答のため、一部の幼児教育アドバイザー等については重複している。



ア：幼稚園での勤務経験あり

イ：幼保連携型認定こども園での勤務経験あり

ウ：保育所での勤務経験あり

エ：ア～ウいずれの勤務経験もなく、かつ、児童に直接接する職業経験（乳児院、児童教室等）あり

オ：小学校での勤務経験あり

カ：学識経験者

キ：ア～カいずれの経験もない

※1 母数：幼児教育アドバイザー等の配置人数（都道府県：501人、市町村：2,435人）

※2 グラフ中の（ ）内は配置人数

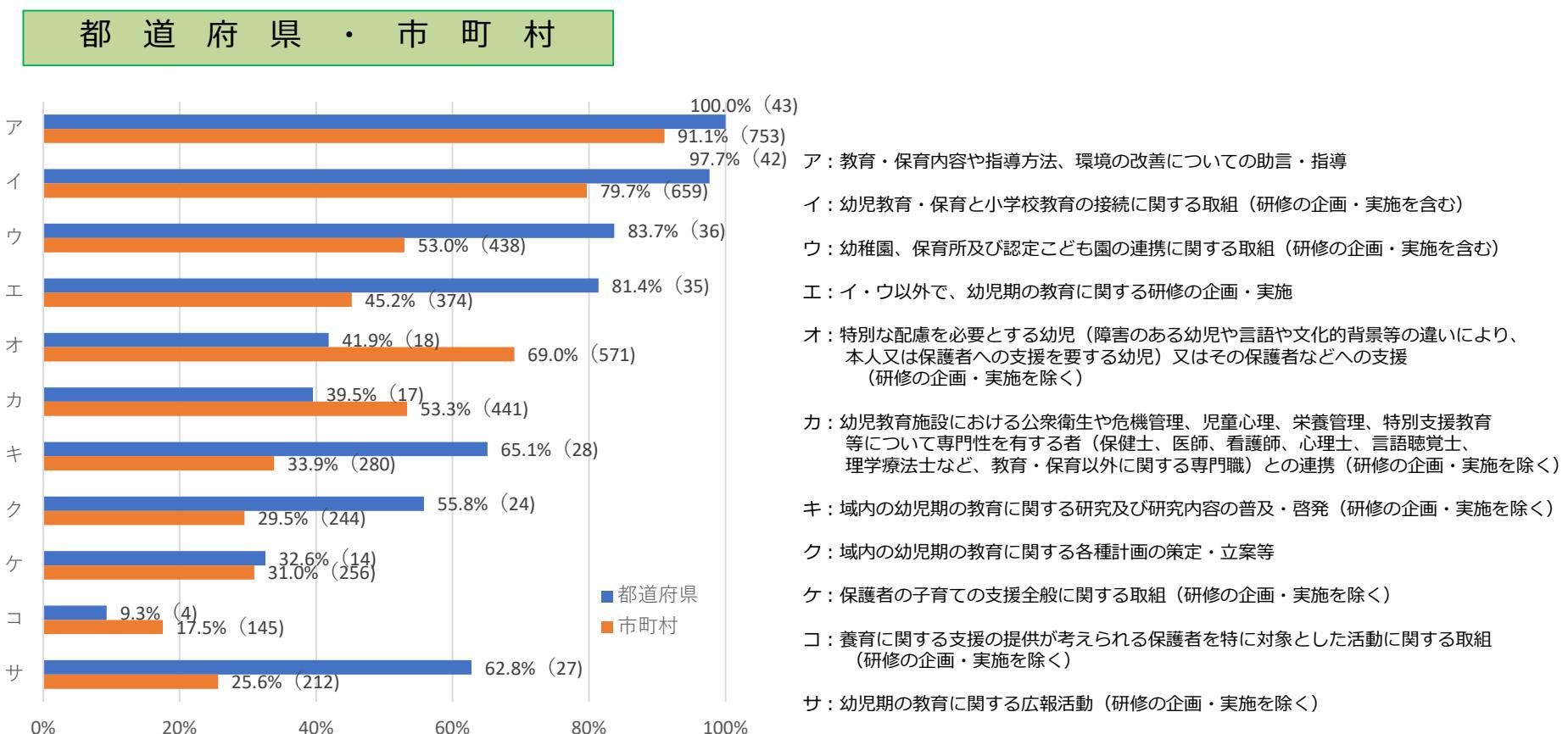
※3 複数回答

# 幼児教育アドバイザー等の配置状況、勤務経験、担当業務の範囲

出典：文部科学省 令和5年度幼児教育実態調査

## (3) 幼児教育アドバイザー等の担当業務の範囲

- 「教育・保育内容や指導方法、環境の改善についての助言・指導」を担当している幼児教育アドバイザー等は、都道府県、市町村ともに最も多く、「特別な配慮を必要とする幼児又はその保護者などへの支援」を担当している幼児教育アドバイザー等は、都道府県で41.9%、市町村で69.0%であった。



※1 母数：幼児教育アドバイザー等を配置する都道府県・市町村数（都道府県：43都道府県、市町村：827市町村）

※2 グラフ中の（ ）内は都道府県数又は市町村数

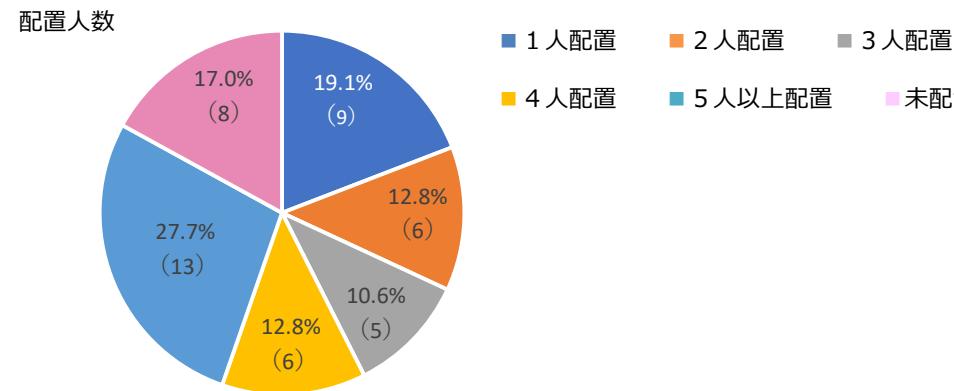
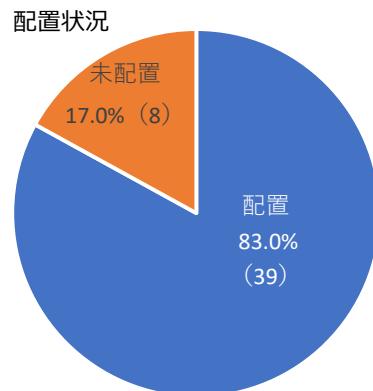
# かけ橋期のコーディネーター等の配置状況、勤務経験

※かけ橋期のコーディネーター：幼児教育施設と小学校の両施設に対して、「かけ橋期のカリキュラム」の作成・実施に向けた助言等を主に担当する職員をいう。

## (1) かけ橋期のコーディネーター等の配置状況（都道府県）

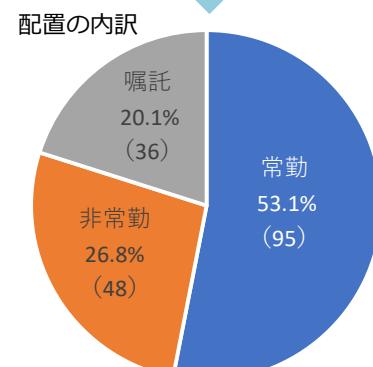
- かけ橋期のコーディネーター等を配置している都道府県は83.0%であった。

### 都道府県



※1 母数：47都道府県  
※2 グラフ中の（ ）内は都道府県数

内訳



※1 母数：かけ橋期のコーディネーター等の配置人数（179人）  
※2 グラフ中の（ ）内は配置人数

かけ橋期のコーディネーター等の配置人数と都道府県数

	都道府県数			
	計	常勤のみ配置	常勤と非常勤・嘱託どちらも配置	非常勤・嘱託のみ配置
1人配置	9	4	5	0
2人配置	6	4	0	2
3人配置	5	2	3	0
4人配置	6	2	4	0
5人以上配置	13	1	12	0

# かけ橋期のコーディネーター等の配置状況、勤務経験

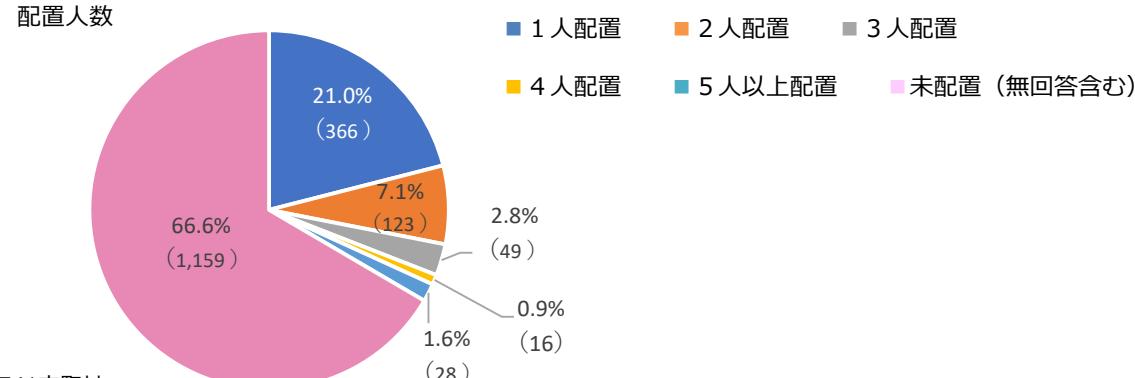
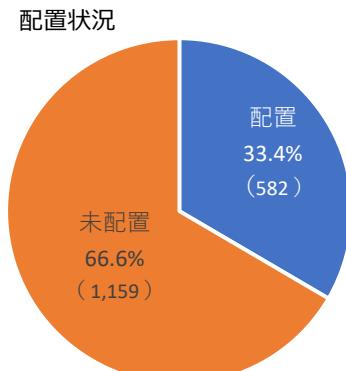
出典:文部科学省 令和5年度幼児教育実態調査

※かけ橋期のコーディネーター: 幼児教育施設と小学校の両施設に対して、「かけ橋期のカリキュラム」の作成・実施に向けた助言等を主に担当する職員をいう。

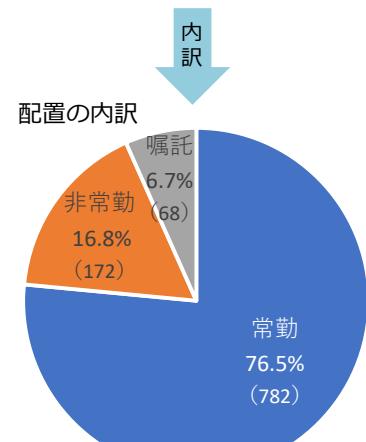
## (1) かけ橋期のコーディネーター等の配置状況（市町村）

- かけ橋期のコーディネーター等を配置している市町村は33.4%であった。

### 市町村



※1 母数: 1,741市町村  
※2 グラフ中の( )内は市町村数



※1 母数: かけ橋期のコーディネーター等の配置人数 (1,022人)  
※2 グラフ中の( )内は配置人数

かけ橋期のコーディネーター等の配置人数と市町村数

	市町村数			
	計	常勤のみ配置	常勤と非常勤・嘱託どちらも配置	非常勤・嘱託のみ配置
1人配置	366	303	26	63
2人配置	123	87	26	10
3人配置	49	19	26	4
4人配置	16	8	7	1
5人以上配置	28	11	17	0

# 架け橋期のコーディネーター等の配置状況、勤務経験

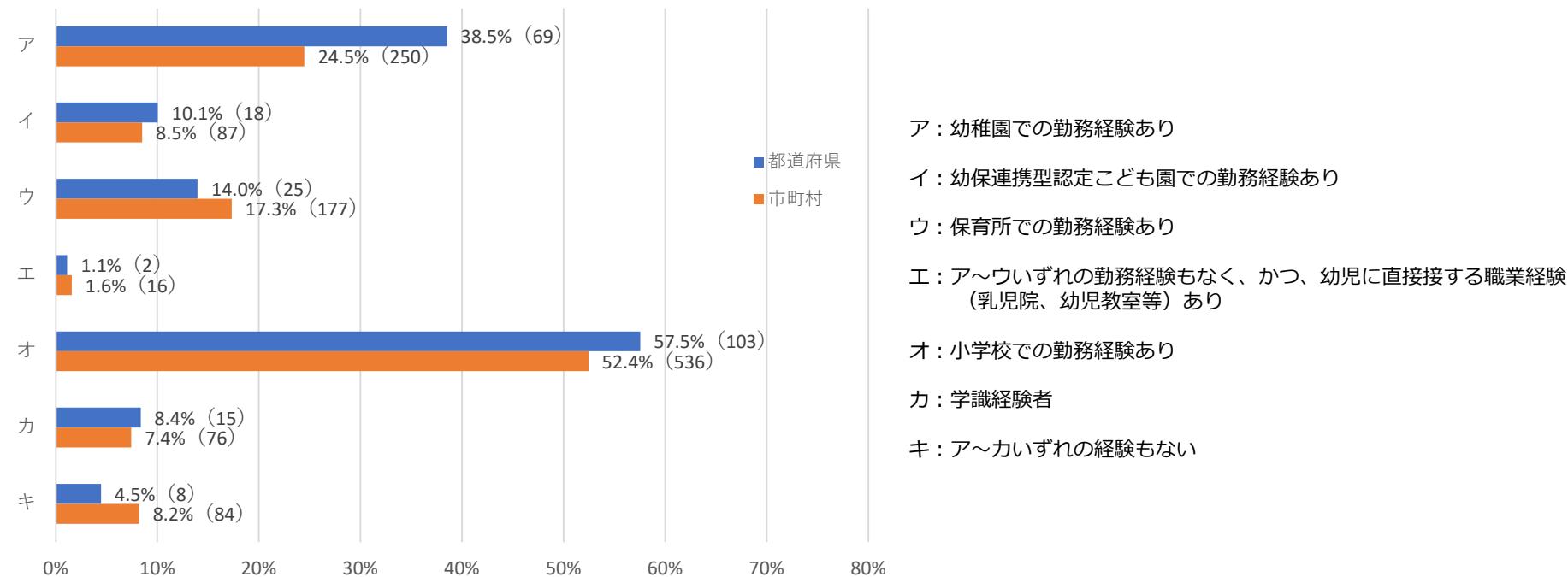
出典：文部科学省 令和5年度幼児教育実態調査

## (2) 架け橋期のコーディネーター等の勤務経験

- 幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所での勤務経験がある架け橋期のコーディネーター等は、都道府県で合計112人、市町村で合計514人であった。また、小学校での勤務経験がある架け橋期のコーディネーター等は、都道府県で103人、市町村で536人であった。

※複数回答のため、一部の架け橋期のコーディネーター等については重複している。

都道府県・市町村



※1 母数：架け橋期のコーディネーター等の配置人数（都道府県：179人、市町村：1,022人）

※2 グラフ中の（ ）内は配置人数

※3 複数回答

# 幼児教育センター設置 道府県一覧

R 6 申請団体※ 1

1 北海道	23 山口県
2 青森県	24 徳島県
3 岩手県	25 香川県
4 宮城県	26 愛媛県
5 秋田県	27 高知県
6 福島県	28 佐賀県
7 栃木県	29 長崎県
8 新潟県	30 熊本県
9 富山県	31 大分県
10 石川県	32 宮崎県
11 山梨県	33 沖縄県
12 長野県	
13 静岡県	
14 愛知県	
15 三重県	
16 滋賀県	
17 京都府	
18 奈良県	
19 鳥取県	
20 島根県	
21 岡山県	
22 広島県	

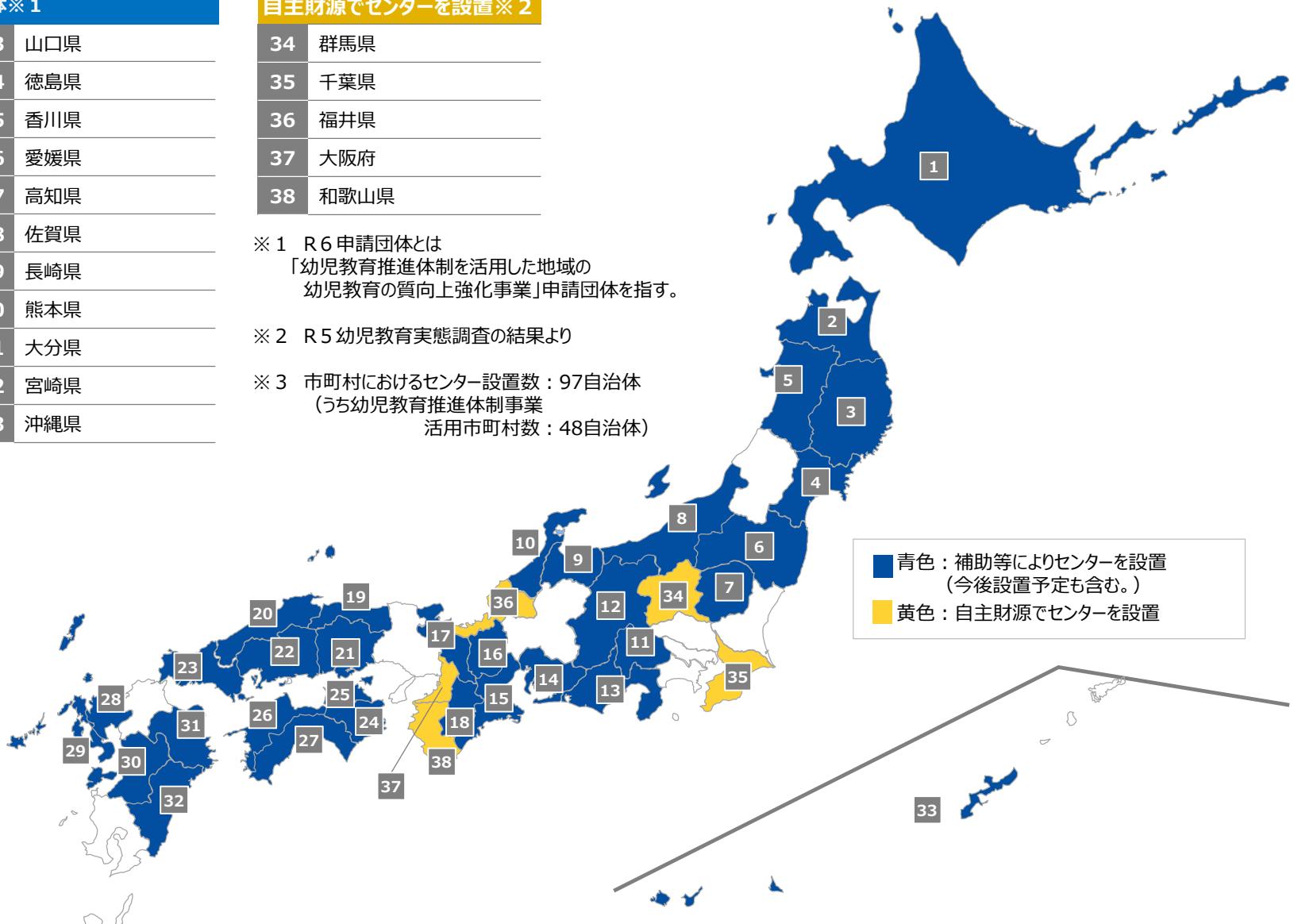
自主財源でセンターを設置※ 2

34 群馬県
35 千葉県
36 福井県
37 大阪府
38 和歌山県

※ 1 R 6 申請団体とは  
「幼児教育推進体制を活用した地域の  
幼児教育の質向上強化事業」申請団体を指す。

※ 2 R 5 幼児教育実態調査の結果より

※ 3 市町村におけるセンター設置数：97自治体  
(うち幼児教育推進体制事業  
活用市町村数：48自治体)



# 幼児教育推進体制・活用強化事業の主な成果

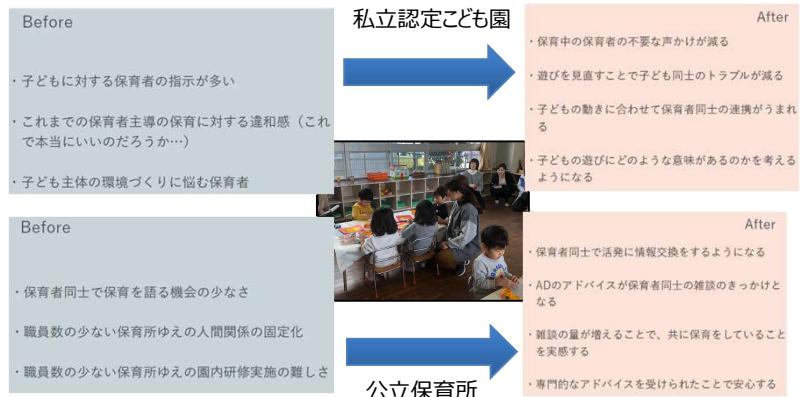
## ○幼保小連携の取組の充実・深化



教委主催の園小連携協議会で、小学校区単位（小1担任と幼保の園年長担任）でグループを作り、カリキュラム等の打合せ・協議の例（写真左）など管理職のみならず**担任レベルでも具体的な連携が促進**。幼小両免許を持つ教員が幼稚園側、小学校側双方に配置されている例もある。

## ○園種問わない幼児教育の質向上

幼稚園のみならず、**公私立の認定こども園や保育所も含めた園種問わない幼児教育の質向上の取組促進**



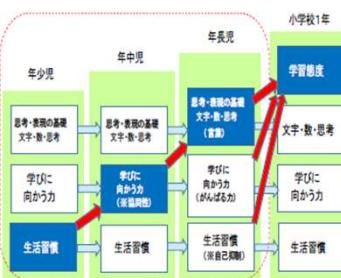
## ○小学校教育との接続を見据えた幼児期の教育の研究推進

小学校教育との接続も見据え、教委が主導した**園種問わない幼児教育施設を活用した幼児期の教育の研究推進**、域内幼児教育施設への普及。

### ○0歳からの学びの研究（園環境を活用した新たな生活や遊びの創造（市教委）



### ○幼小中一貫教育の取組の推進（市教委）



幼保小接続※（学園共有）  
保幼こども園、小中教員、保護者との連携

※中学校区内の公私立保育園、小中学校を学園という。

#### 思考・表現の基礎（文字・数・思考）

思考力の芽生え、数量や図形、標識や文字などへの関心

#### 学びに向かう力

好奇心、協同性、考えを伝える力、がんばる力など

#### 生活習慣

自立心、道徳性・規範意識の芽生え、健康な体、社会生活との関わりなど



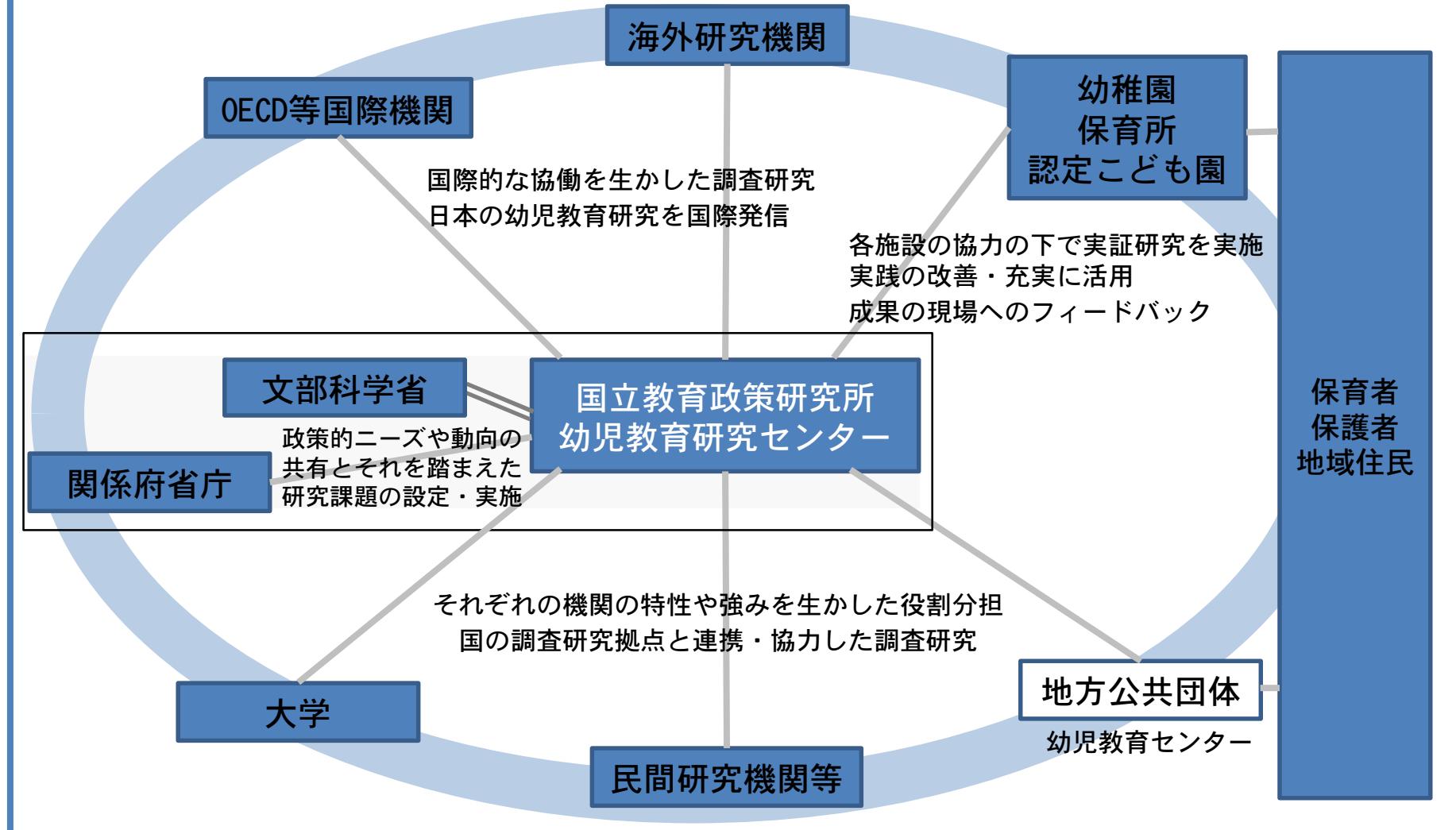
学園推進委員会を定期的に実施

○上記のほか、特別支援教育や要保護児童等に関する幼児教育施設と小学校との円滑な連携の取組例が見られる。

# 国立教育政策研究所 幼児教育研究センターについて



国の調査研究拠点を核とした研究ネットワークの構築イメージ



## **8. I C Tの活用等**

# 幼稚園教育要領(情報関係)について

## 幼稚園教育要領 第1章 第2 3

### 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人の様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

### ＜解説抜粋＞

教師は幼児の関心に応じて、絵本や図鑑や写真、新聞やインターネットで検索した情報、地域の掲示板から得られた情報などを、遊びに取り入れやすいように見やすく保育室に設定するなどの工夫をし、幼児の情報との出会いをつくっていく。その際、家族から聞いたり自分で見付けたりするなど幼児なりに調べたことを加えたり、遊びの経過やそこで発見したことなどを、幼児が関わりながら掲示する機会をもったりすることも考えられる。ときには教師がモデルとなり、情報を集める方法や集めた情報の活用の仕方、そのことを周囲に伝える方法などがあることに気付かせ、幼児が楽しみながら体験できるようにすることが大切である。

こうした幼児期の身近な社会生活との関わりは、小学校生活において、相手の状況や気持ちを考えながらいろいろな人と関わることを楽しんだり、関心のあることについての情報に気付いて積極的に取り入れたりする姿につながる。

# 幼稚園教育要領(情報関係)について

## 幼稚園教育要領 第1章 第4 3 (6)

幼児期は直接的な体験が重要であることを踏まえ、視聴覚教材やコンピュータなど情報機器を活用する際には、幼稚園生活では得難い体験を補完するなど、幼児の体験との関連を考慮すること。

### <解説抜粋>

幼児期の教育においては、生活を通して幼児が周囲に存在するあらゆる環境からの刺激を受け止め、自分から興味をもって環境に関わることによって様々な活動を展開し、充実感や満足感を味わうという直接的な体験が重要である。

そのため、視聴覚教材や、テレビ、コンピュータなどの情報機器を有効に活用するには、その特性や使用方法等を考慮した上で、幼児の直接的な体験を生かすための工夫をしながら活用していくようにすることが大切である。(中略)

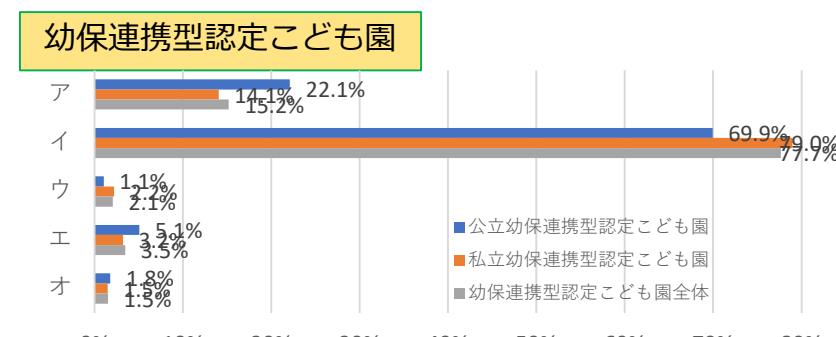
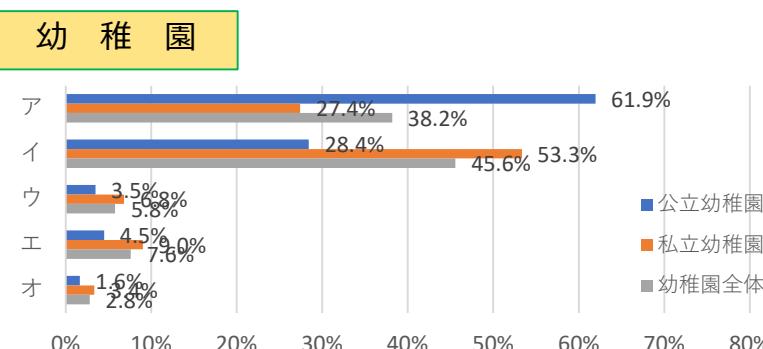
幼児が一見、興味をもっている様子だからといって安易に情報機器を使用することなく、幼児の直接的な体験との関連を教師は常に念頭に置くことが重要である。その際、教師は幼児の更なる意欲的な活動の展開につながるか、幼児の発達に即しているかどうか、幼児にとって豊かな生活体験として位置付けられるかといった点などを考慮し、情報機器を使用する目的や必要性を自覚しながら、活用していくことが必要である。

# ICTの配備状況、使用状況、利用のための課題

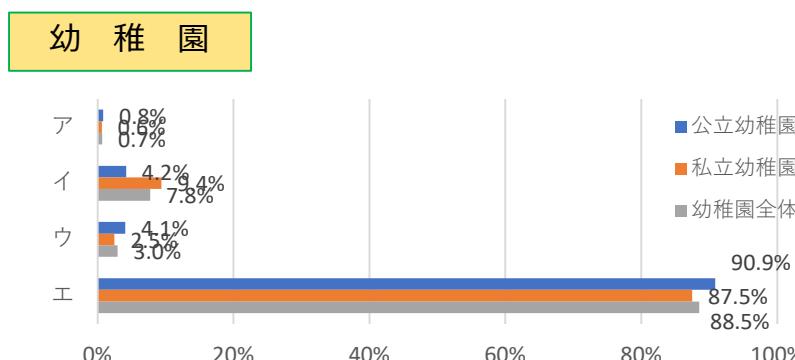
## (1) 現在のICTの配備状況

- 教員用のタブレット又はPCの配備状況は、幼稚園では、公立は「1人1台程度」、私立は「複数台を共有」が、一番多く、幼保連携型認定こども園では、公立、私立ともに「複数台を共有」が、一番多かった。
- 児童用のタブレット又はPCの配備状況は、「複数台を共有」が幼稚園全体で7.8%、幼保連携型認定こども園全体で11.1%あったが、ほとんどの園は「ゼロ」（配備されていない）であった。

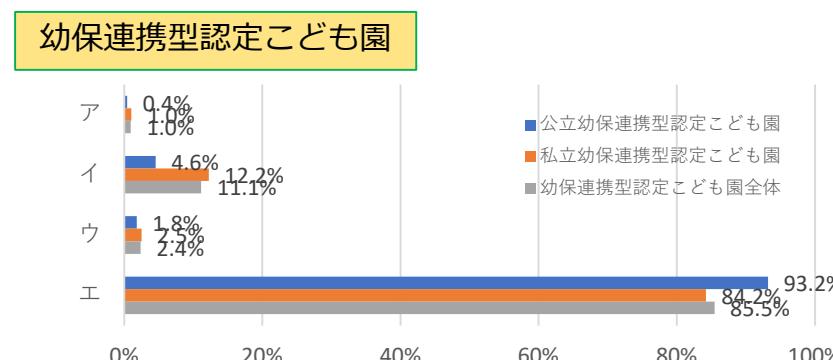
・教員用 ア：1人1台程度 イ：複数台を共有 ウ：1台を共有 エ：園長又は特定の教員のみが利用できるタブレット又はPCのみを配備 オ：ゼロ



・児童用 ア：1人1台程度 イ：複数台を共有 ウ：1台を共有 エ：ゼロ（無回答含む）



※ 母数：8,007幼稚園（公立：2,494園、私立：5,513園）



※ 母数：6,673幼保連携型認定こども園（公立：945園、私立：5,728園）

出典：令和5年度 幼児教育実態調査（令和6年3月）（文部科学省初等中等教育局幼児教育課）

# ICTの配備状況、使用状況、利用のための課題

## (2) ICTの使用状況

- 多くの園において、「外部との打合せ・研修」、「保護者との連絡・情報提供」、「園の運営等に関する内部業務」にICTを使用している状況であった。
- 教育活動において、幼児がICTを使用している園も存在する。

### 幼稚園

(単位：園)

	教育活動で幼児が使用	外部との打合せ・研修	保護者との連絡・情報提供 (園の活動の様子の配信、教材等の配信・配布、子育て相談を含む等)	園の運営等に関する内部業務 (指導要録の記入や指導計画の作成など)
公立幼稚園 (2,494園)	401	2,126	1,777	2,158
私立幼稚園 (5,513園)	705	4,366	4,555	4,122
幼稚園全体 (8,007園)	1,106	6,492	6,332	6,280

### 幼保連携型認定こども園

(単位：園)

	教育活動で幼児が使用	外部との打合せ・研修	保護者との連絡・情報提供 (園の活動の様子の配信、教材等の配信・配布、子育て相談を含む等)	園の運営等に関する内部業務 (指導要録の記入や指導計画の作成など)
公立幼保連携型認定こども園 (945園)	65	744	673	719
私立幼保連携型認定こども園 (5,728園)	890	4,934	5,032	4,885
幼保連携型認定こども園全体 (6,673園)	955	5,678	5,705	5,604

出典：令和5年度 幼児教育実態調査（令和6年3月）（文部科学省初等中等教育局幼児教育課）

# ICTの配備状況、使用状況、利用のための課題

## (3) ICTの利用のための課題

- 多くの園において、「タブレット又はPCの配備」、「ノウハウのある担当職員又は外部人材の確保」、「個人情報、サイバーセキュリティ、破損・盗難対策など安全面の対応」を課題と考えている。

### 幼稚園

(単位：園)

	タブレット 又はPCの配備	通信環境など インフラの改善	ノウハウのある担当職員 又は外部人材の確保	保護者の同意を得るための 十分なコミュニケーション	教職員の同意を得るための 十分なコミュニケーション	個人情報、サイバーセキュリティ、 破損・盗難対策など安全面の対応	その他
公立幼稚園 (2,494園)	1,660	1,821	1,889	654	428	1,829	128
私立幼稚園 (5,513園)	3,593	2,461	3,287	1,365	1,232	4,180	422
幼稚園全体 (8,007園)	5,253	4,282	5,176	2,019	1,660	6,009	550

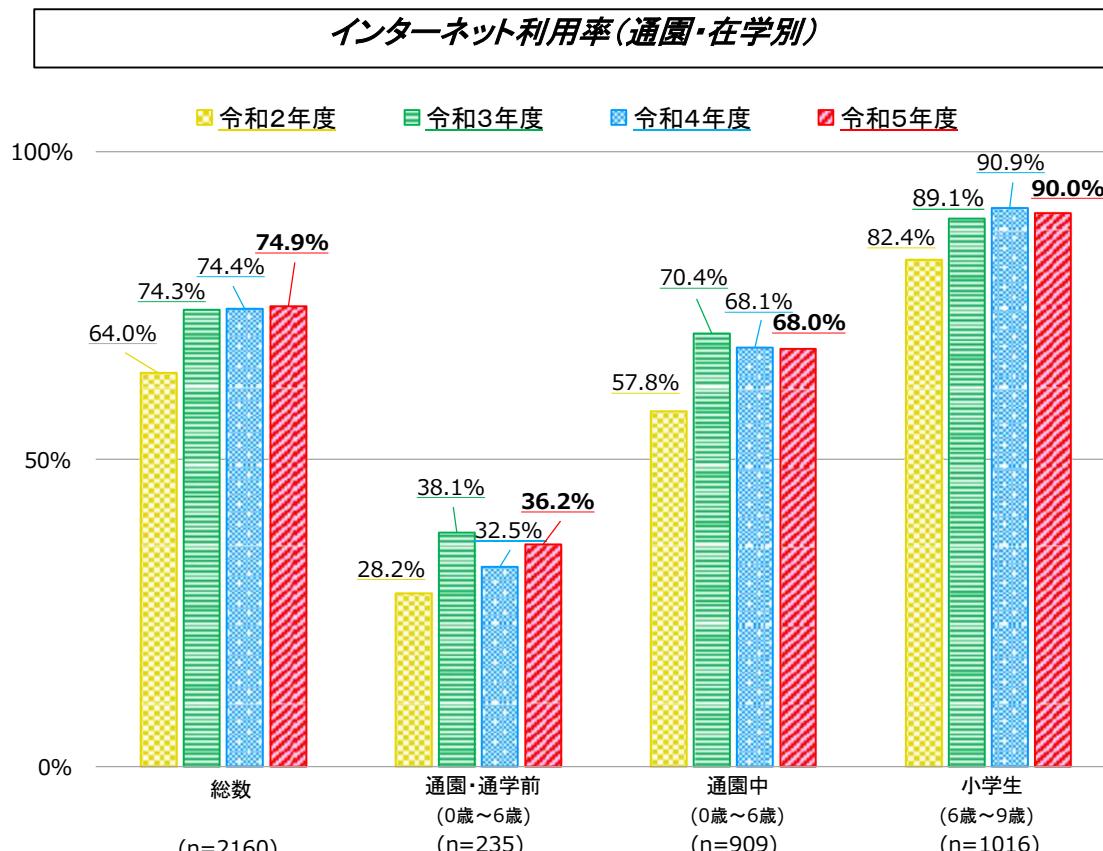
### 幼保連携型認定こども園

(単位：園)

	タブレット 又はPCの配備	通信環境など インフラの改善	ノウハウのある担当職員 又は外部人材の確保	保護者の同意を得るための 十分なコミュニケーション	教職員の同意を得るための 十分なコミュニケーション	個人情報、サイバーセキュリティ、 破損・盗難対策など安全面の対応	その他
公立幼保連携型 認定こども園 (945園)	678	600	652	318	243	744	51
私立幼保連携型 認定こども園 (5,728園)	3,746	2,153	2,997	1,442	1,279	4,296	431
幼保連携型 認定こども園全体 (6,673園)	4,424	2,753	3,649	1,760	1,522	5,040	482

# 低年齢層の子供のインターネットの利用状況 - 1 (インターネット利用率)

- 低年齢層の子供の74.9%がインターネットを利用。通園中(0歳~6歳)では68.0%、小学生(6歳~9歳)では90.0%がインターネットを利用。
- インターネットを利用する機器は、テレビ(地上波、BS等は含まない)(53.3%)、自宅用のパソコンやタブレット等(38.0%)、ゲーム機(35.8%)が上位。



(注1)「低年齢層の子供のインターネット利用率」及び「インターネットを利用している機器」は、回答した低年齢層の子供の保護者全員をベースに集計。

(注2)「令和4年度」の回答数は以下のとおり 総数(n=2088)

通園・通学前(0歳~6歳)(n=231)

通園中(0歳~6歳)(n= 916)

小学生(6歳~9歳)(n=941)

「令和3年度」の回答数は以下のとおり。総数(n=2294)

通園・通学前(0歳~6歳)(n=291)

通園中(0歳~6歳)(n=1013)

小学生(6歳~9歳)(n=987)

「令和2年度」の回答数は以下のとおり。総数(n=2247)

通園・通学前(0歳~6歳)(n=301)

通園中(0歳~6歳)(n=1011)

小学生(6歳~9歳)(n=935)

(注3) 令和3年度調査から「インターネットを利用している機器」を変更。令和2年度までは、次の15機器。「スマートフォン、格安スマートフォン、子供向けスマートフォン、契約切れスマートフォン、携帯電話、子供向け携帯電話、ノートパソコン、デスクトップパソコン、タブレット、学習用タブレット、子供向け娛樂用タブレット、携帯音楽プレイヤー、携帯ゲーム機、据置型ゲーム機、インターネット接続テレビ」  
(低年齢層の子供の保護者 Q1-1, Q1-2)

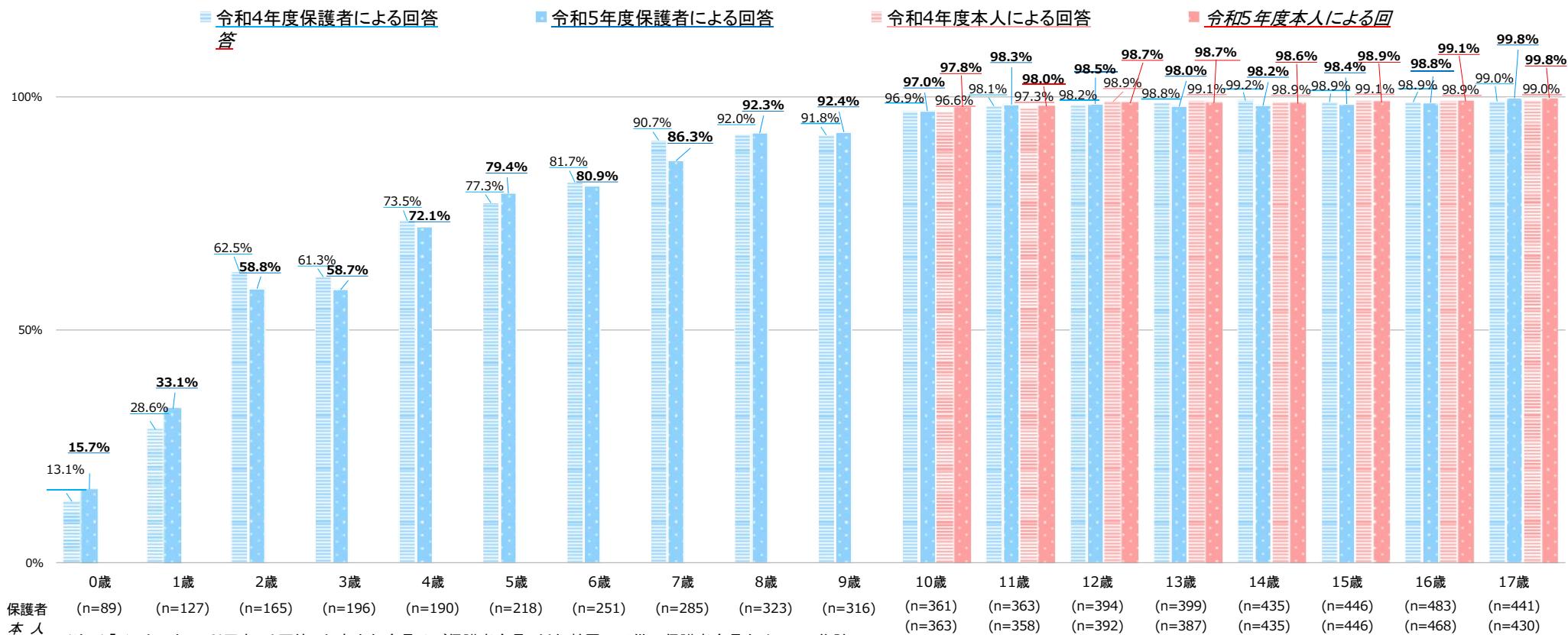
## ○インターネットを利用している機器(n=2160)

スマートフォン	27.1 %
契約していないスマートフォン	19.1 %
携帯電話	4.5 %
自宅用のパソコンやタブレット等	38.0 %
学校から配布・指定された パソコンやタブレット等(GIGA端末)	(26.3 %)
■調査対象は小学生のみ (n=1,016)	■ 55.2 %
ゲーム機	35.8 %
テレビ (地上波、BS等は含まない)	53.3 %

# 年齢別のインターネットの利用状況 - 1 (インターネット利用率)

- 年齢が上がるとともにインターネットの利用率も高くなる傾向にあり、2歳で約6割、5歳で約8割となる。
- 12歳以上は、約99%がインターネットを利用している。
- 本人(10歳以上)による回答と保護者による回答では、認識に大きな差はない。

インターネット利用率(年齢別・令和4年度から令和5年度)



(注1)「インターネット利用率」は回答した青少年全員及び保護者全員、低年齢層の子供の保護者全員をベースに集計。

(注2)「令和4年度」の本人による回答数は以下のとおり。10歳(n=321)、11歳(n=414)、12歳(n=379)、13歳(n=432)、14歳(n=374)、15歳(n=449)、16歳(n=454)、17歳(n=407)。

「令和4年度」の保護者による回答数は以下のとおり。0歳(n=107)、1歳(n=133)、2歳(n=168)、3歳(n=163)、4歳(n=196)、5歳(n=229)、6歳(n=240)、7歳(n=259)、8歳(n=276)、9歳(n=317)、10歳(n=325)、11歳(n=417)、12歳(n=384)、13歳(n=434)、14歳(n=382)、15歳(n=462)、16歳(n=459)、17歳(n=413)。

(青少年 Q1-1、青少年の保護者 Q1-1、低年齢層の子供の保護者 Q1-1)

出典：令和5年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果（概要）（令和6年3月）（こども家庭庁）

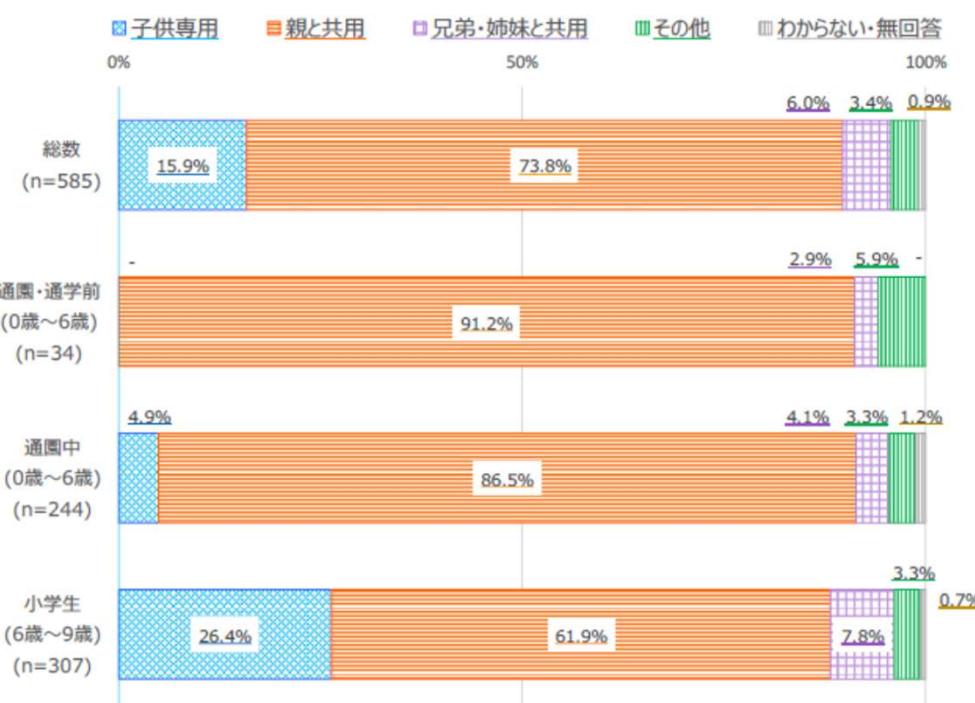
## 低年齢層の子供のインターネットの利用状況 - 2 (機器の専用・共用)

- スマートフォンについては、親と共に利用している。小学生になると専用率が上昇する。

低年齢層の子供の各機器の専用・共用(令和5年度)

	子供専用	親と共用	兄弟・姉妹と共に	その他	わからない・無回答
スマートフォン (n= 585)	15.9 %	73.8 %	6.0 %	3.4 %	0.9 %
契約していないスマートフォン (n= 412)	32.8 %	39.8 %	23.3 %	1.9 %	2.2 %
携帯電話 (n= 97)	71.1 %	8.2 %	13.4 %	1.0 %	6.2 %
自宅用のパソコンやタブレット等 (n= 821)	20.3 %	62.6 %	14.3 %	1.7 %	1.1 %
ゲーム機 (n= 774)	28.2 %	41.9 %	29.1 %	0.4 %	0.5 %
テレビ(地上波、BS等は含まない) (n=1152)	1.0 %	90.4 %	4.4 %	3.1 %	1.1 %

低年齢層の子供の機器の専用率  
(通園・在学別・スマートフォン／令和5年度)



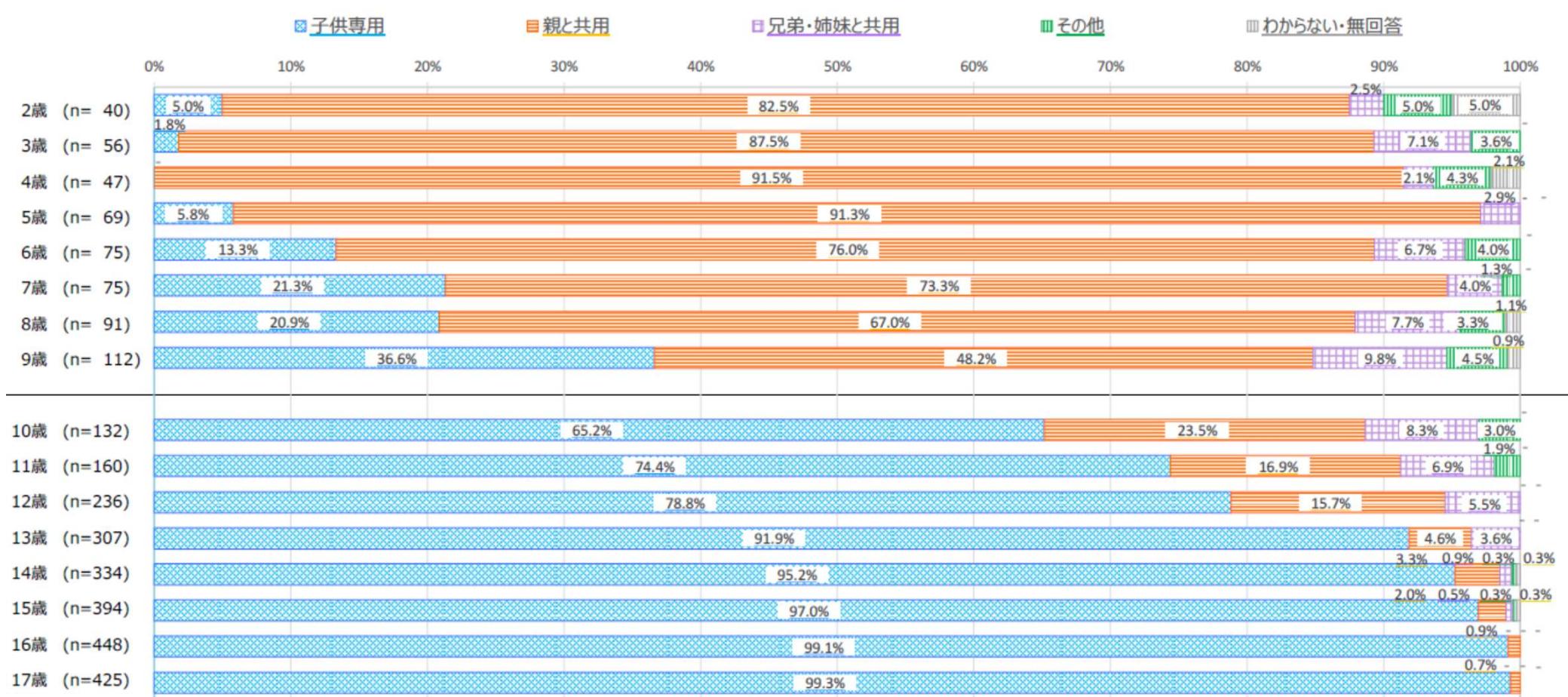
(注)子供がインターネットを利用していると回答した低年齢層の子供の保護者をベースに集計。

(低年齢層の子供の保護者 Q2)

## 年齢別のインターネットの利用状況 - 2 (機器の専用・共用)

- 10歳で専用と共用の割合が逆転し、子供専用の割合が65%を超える。

機器の専用率(年齢別・スマートフォン／令和5年度)



(注1)「スマートフォン」でインターネットを利用していると回答した青少年及び低年齢層の子供の保護者をベースに集計。0歳(n=3)、1歳(n=17)は回答数が少ないと想定して図示しない。

(注2)青少年は本人に、低年齢層の子供は保護者に対して調査した結果であるため、直接比較することはできない。

(青少年 Q2、低年齢層の子供の保護者 Q2)

## 低年齢層の子供のインターネットの利用状況 - 3 (利用内容)

- インターネットを利用している低年齢層の子供の利用内容の内訳は、動画を見る(93.6%)、ゲームをする(64.7%)が上位。

低年齢層の子供のインターネットの利用内容(いずれかの機器／令和5年度)

	投稿やメッセージ交換をする	ニュースを見る	検索する	地図を使う	音楽を聞く	動画を見る	読書をする	マンガを読む	ゲームをする	買い物をする	勉強をする	撮影や制作、記録をする	その他
総数(n=1617)	12.3%	5.4%	24.3%	5.1%	24.7%	93.6%	3.0%	1.5%	64.7%	0.7%	40.0%	15.5%	6.5%
通園・通学前(0歳～6歳)(n= 85)	-	-	3.5%	-	22.4%	95.3%	-	-	20.0%	-	4.7%	2.4%	2.4%
通園中(0歳～6歳)(n= 618)	2.3%	2.1%	4.0%	1.6%	19.7%	95.8%	0.6%	0.3%	46.9%	0.5%	16.0%	7.4%	2.9%
小学生(6歳～9歳)(n= 914)	20.2%	8.1%	39.9%	8.0%	28.2%	91.9%	4.8%	2.5%	80.9%	1.0%	59.5%	22.2%	9.3%

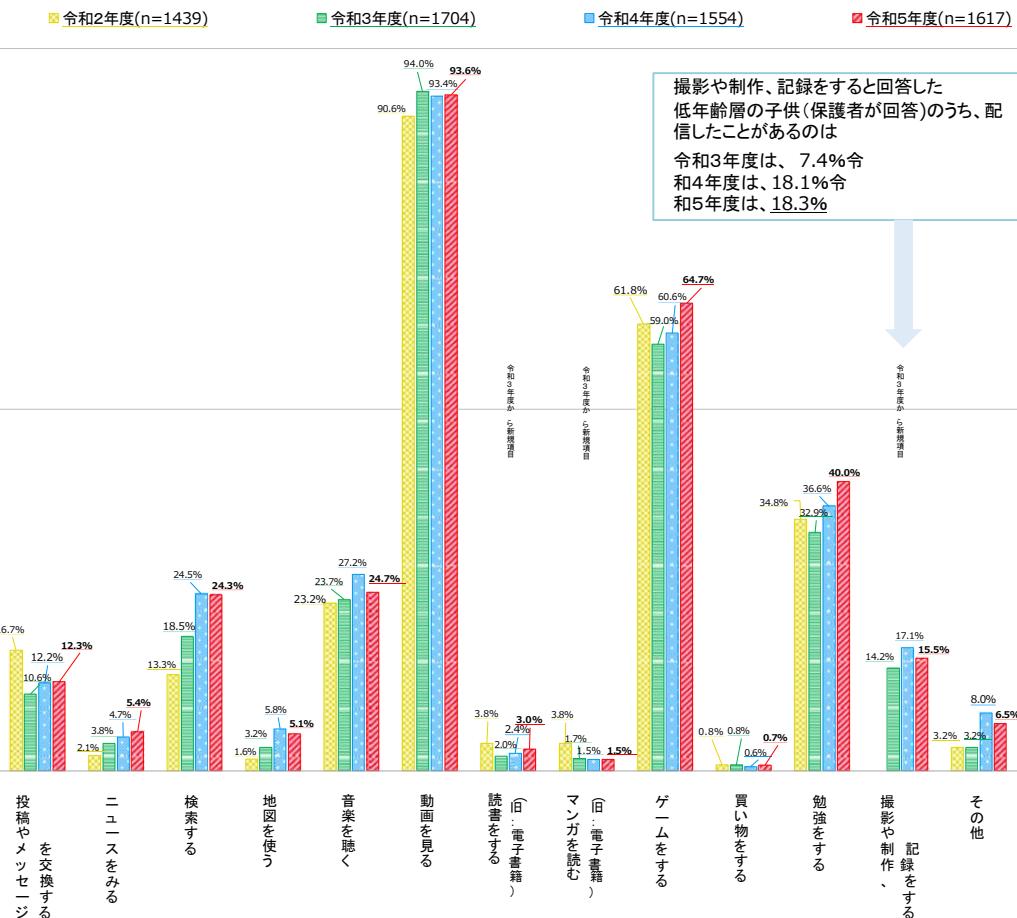
(注1)「低年齢層の子供のインターネットの利用内容」は、低年齢層の子供の保護者に対して調査した7機器のうち、いずれかの機器で子供がインターネットを利用していると回答した保護者をベースに集計。

(注2)「配信したことがある」は、低年齢層の子供の保護者に対して調査した7機器のうち、いずれかの機器で撮影や制作、記録をすると回答した保護者をベースに集計。回答数は以下の通り。令和5年度(n=251) 令和4年度(n=265) 令和3年度(n=242)

(注3)令和3年度から「読書をする」、「マンガを読む」と「撮影や制作、記録をする」を新規追加。令和2年度までは、「投稿やメッセージ交換をする」は「コミュニケーション」、「ニュースを見る」は「ニュース」、「検索する」は「情報検索」、「地図を使う」は「地図・ナビゲーション」、「音楽を聞く」は「音楽視聴」、「動画を見る」は「動画視聴」、「読書をする」と「マンガを読む」は「電子書籍」、「ゲームをする」は「ゲーム」、「買い物をする」は「ショッピング・オークション」、「勉強をする」は「勉強・学習・知育アプリやサービス」としていた。

(低年齢層の子供の保護者 Q3)

低年齢層の子供のインターネット利用内容の経年比較  
(いずれかの機器／令和2年度から令和5年度)



## 年齢別のインターネットの利用状況 - 3 (利用内容)

○ 利用内容の割合は、動画を見るが、全年齢を通じて高い。

インターネット利用内容(年齢別・いざれかの機器／令和5年度)

	投稿やメッセージ交換をする	ニュースを見る	検索する	地図を使う	音楽を聞く	動画を見る	読書をする	マンガを読む	ゲームをする	買い物をする	勉強をする	撮影や制作記録をする	その他
2歳 (n= 97)	1.0%	-	-	-	19.6%	96.9%	-	1.0%	18.6%	-	5.2%	2.1%	1.0%
3歳 (n=115)	-	0.9%	0.9%	-	20.9%	95.7%	0.9%	-	30.4%	-	8.7%	5.2%	3.5%
4歳 (n=137)	0.7%	0.7%	5.1%	2.9%	19.0%	94.9%	1.5%	-	42.3%	1.5%	11.7%	8.8%	2.2%
5歳 (n=173)	2.9%	2.3%	5.2%	2.9%	20.2%	95.4%	-	0.6%	60.7%	0.6%	23.7%	8.7%	4.6%
6歳 (n=203)	7.9%	5.9%	13.8%	3.9%	23.6%	94.6%	1.0%	0.5%	71.9%	-	40.4%	12.3%	3.9%
7歳 (n=246)	15.4%	6.1%	26.4%	6.5%	19.5%	92.3%	6.1%	2.0%	75.6%	1.2%	52.8%	23.2%	8.9%
8歳 (n=298)	16.8%	6.4%	40.6%	7.0%	28.2%	90.9%	5.4%	3.0%	81.9%	1.3%	56.7%	19.8%	8.1%
9歳 (n=292)	30.1%	12.0%	55.5%	9.9%	35.6%	92.8%	4.1%	2.7%	86.0%	0.7%	66.4%	25.7%	11.6%
10歳 (n=355)	41.1%	31.3%	68.7%	19.4%	39.7%	89.9%	5.9%	7.0%	88.7%	3.9%	68.2%	30.7%	16.3%
11歳 (n=351)	46.4%	36.5%	73.8%	20.8%	53.6%	90.9%	9.4%	8.3%	84.9%	6.0%	64.4%	32.8%	17.1%
12歳 (n=387)	61.5%	39.0%	79.1%	31.0%	65.1%	92.5%	10.9%	17.8%	90.7%	7.5%	69.8%	30.2%	16.0%
13歳 (n=382)	75.4%	51.6%	84.0%	38.7%	79.3%	94.0%	13.6%	27.0%	90.1%	9.2%	72.8%	33.5%	13.9%
14歳 (n=429)	74.6%	52.9%	86.7%	49.2%	82.8%	94.6%	12.4%	34.0%	86.9%	13.8%	72.0%	37.1%	14.7%
15歳 (n=441)	83.9%	56.7%	89.3%	56.5%	85.9%	95.2%	18.1%	42.2%	82.1%	24.7%	76.4%	39.5%	12.5%
16歳 (n=464)	86.9%	60.1%	91.4%	68.3%	92.7%	95.5%	22.6%	50.0%	82.3%	37.5%	78.0%	45.3%	10.6%
17歳 (n=429)	91.6%	66.2%	90.2%	68.5%	94.9%	94.9%	24.7%	56.4%	80.4%	46.6%	78.6%	46.6%	10.7%

(注1)「いざれかの機器」とは、青少年及び低年齢層の子供の保護者に対して調査した7機器のうち、いざれかの機器でインターネットを利用していると回答した青少年及び低年齢層の子供の保護者をベースに集計。0歳(n=14)、1歳(n=42)は、回答数が少ないので図示しない。

(注2)青少年は本人に、低年齢層の子供は保護者に対して調査した結果であるため、直接比較することはできない。

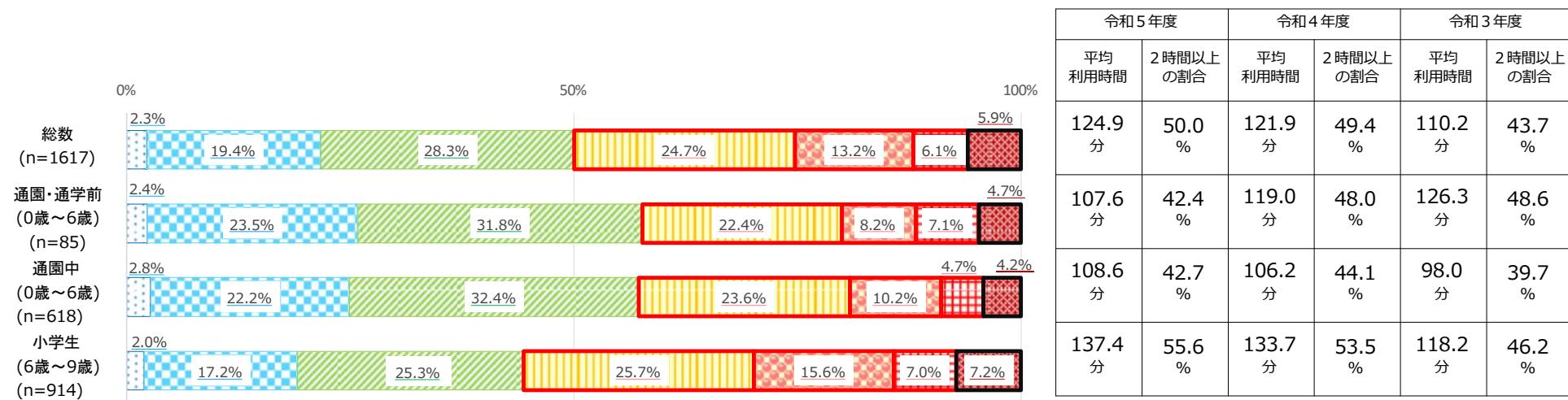
(注3)令和3年度から「読書をする」、「マンガを読む」と「撮影や制作、記録をする」を新規追加。令和2年度までは、「投稿やメッセージ交換をする」は「コミュニケーション」、「ニュースを見る」は「ニュース」、「検索する」は「情報検索」、「地図を使う」は「地図・ナビゲーション」、「音楽を聞く」は「音楽視聴」、「動画を見る」は「動画視聴」、「読書をする」と「マンガを読む」は「電子書籍」、「ゲームをする」は「ゲーム」、「買い物をする」は「ショッピング・オークション」、「勉強をする」は「勉強・学習・知育アプリやサービス」としていた。

(青少年 Q3、低年齢層の子供の保護者 Q3)

## 低年齢層の子供のインターネットの利用状況 - 4 (利用時間)

- インターネットを利用している低年齢層の子供の平均利用時間は、前年度と比べ約3分増加し、約2時間5分。
- 目的ごとの平均利用時間は趣味・娯楽が最も多く、前年度と比べ微減し、約1時間39分。

低年齢層の子供のインターネットの利用時間(利用機器の合計／平日1日あたり)



目的ごとの低年齢層の子供のインターネットの利用時間(利用機器の合計／平日1日あたり)

目的	回答数(n)	1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上	平均利用時間		
								令和5年度	令和4年度	令和3年度
勉強・学習・知育	(n=846)	82.6%	14.8%	2.1%	0.1%	0.2%	0.1%	25.0分	24.2分	31.5分
趣味・娯楽	(n=1458)	26.7%	30.9%	24.3%	11.5%	4.0%	2.6%	99.4分	100.1分	95.2分
保護者・友人等とのコミュニケーション	(n=561)	90.7%	5.9%	1.6%	0.9%	0.5%	0.4%	13.2分	11.1分	18.4分
上記以外	(n=449)	89.1%	5.8%	2.7%	1.3%	0.2%	0.9%	15.3分	8.7分	8.7分

(注1) 平均利用時間は、「使っていない」は0分とし、「わからない」「無回答」を除いて平均値を算出。

(注2)「利用機器の合計」の利用時間は、回答者の子供が利用している各機器の利用時間を合算したもの。

(注3) 平均利用時間・2時間以上の割合については、低年齢層の子供の保護者に対して調査した7機器のうち、いずれかの機器でインターネットを利用していると回答した保護者をベースに集計。

(注4)「令和4年度」の回答数は、総数(n=1554) 通園・通学前(0歳～6歳)(n= 75) 通園中(0歳～6歳)(n=624) 小学生(6歳～9歳)(n=855)

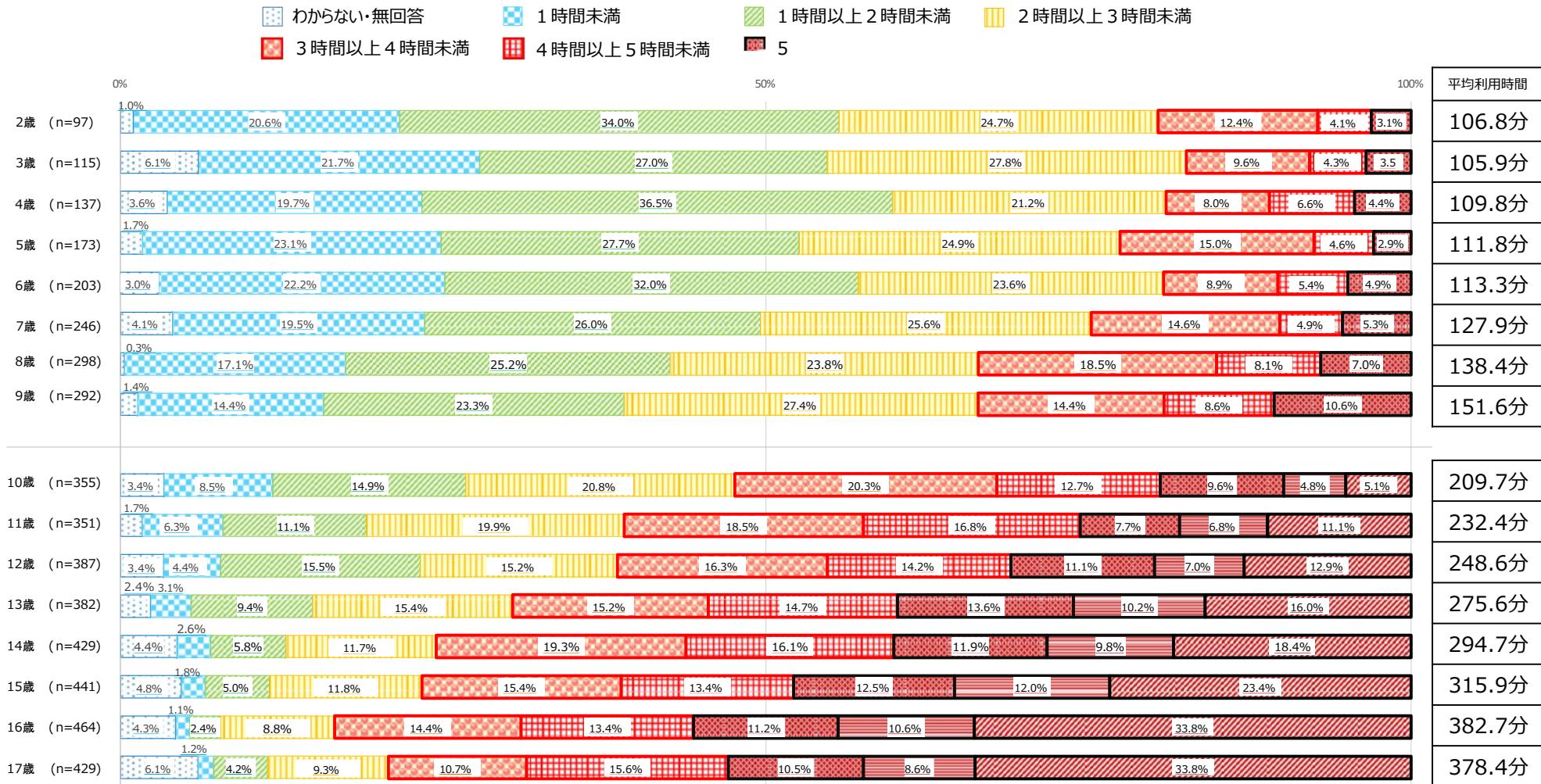
「令和3年度」の回答数は、総数(n=1704) 通園・通学前(0歳～6歳)(n=111) 通園中(0歳～6歳)(n=713) 小学生(6歳～9歳)(n=879)

(低年齢層の子供の保護者 Q4-1, Q4-2)

## 年齢別のインターネットの利用状況 - 4 (利用時間)

- インターネットの平均利用時間は、年齢とともに増加傾向にある。

インターネットの利用時間(年齢別・利用機器の合計／平日1日あたり)



(注1) 平均利用時間は、「使っていない」は0分とし、「わからない」「無回答」を除いて平均値を算出。

(青少年 Q4-1、低年齢層の子供の保護者 Q4-1)

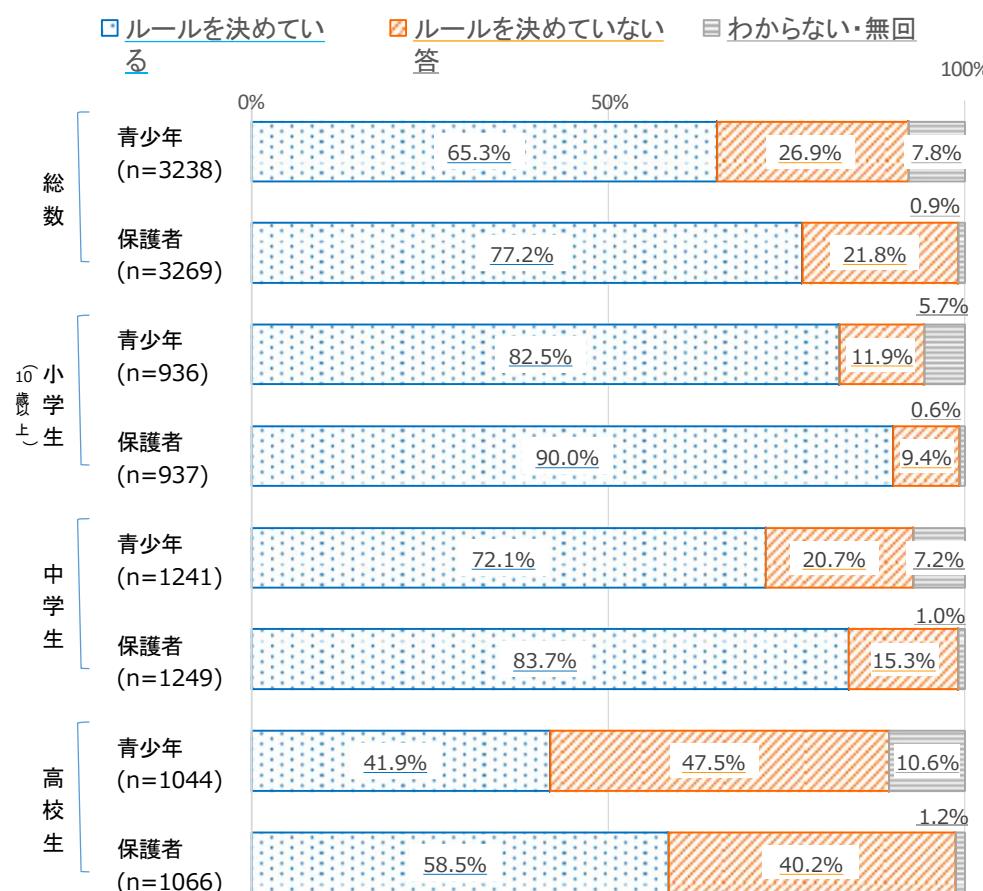
(注2)「利用機器の合計」の利用時間は、青少年及び低年齢の子供の保護者が回答した各機器の利用時間を合算したもの。0歳(n=14)、1歳(n=42)は、回答数が少ないとみたため図示しない。

(注3)青少年は本人に、低年齢層の子供は保護者に対して調査した結果であるため、直接比較することはできない。出典：令和5年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果（概要）（令和6年3月）（こども家庭庁） 143

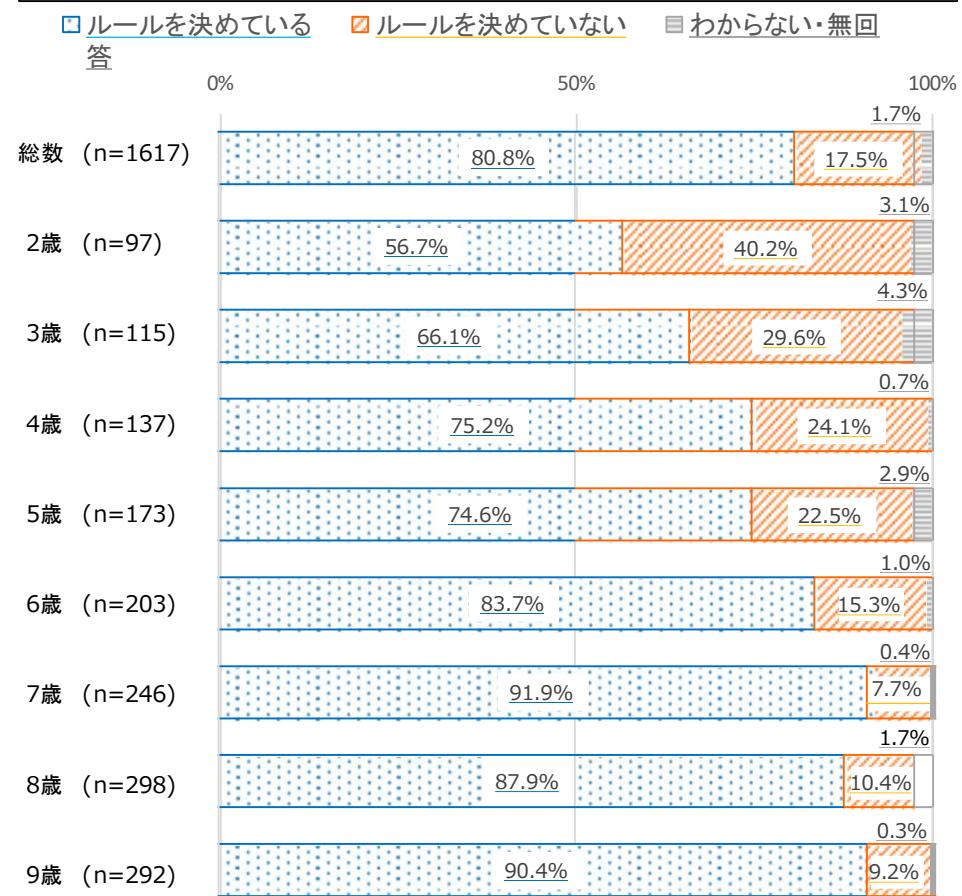
# インターネット利用に関する家庭のルールの有無

- 低年齢層の子供の保護者のうち、「ルールを決めている」との回答は80.8%で、子供の年齢が上がるとともに 割合は増加傾向。
- 他方で、学校種が上がるにつれて、「ルールを決めていない」との回答が増え、青少年と青少年の保護者の「ルールの有無に関する認識のギャップ」も拡大傾向。

青少年とその保護者のルールの有無に関する認識の比較(学校種別)



低年齢層の子供の保護者のルールの有無(年齢別)



(注1)インターネットを利用していると回答した青少年及び子供がインターネットを利用していると回答した保護者をベースに集計。

(注2)低年齢層の子供の保護者の家庭でのルールについて、0歳(n=14)、1歳(n=42)は、回答数が少ないため図示しない(青少年 Q6-1、青少年の保護者 Q3-1、低年齢層の子供の保護者 Q6-1)

出典：令和5年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果（概要）（令和6年3月）（こども家庭庁）

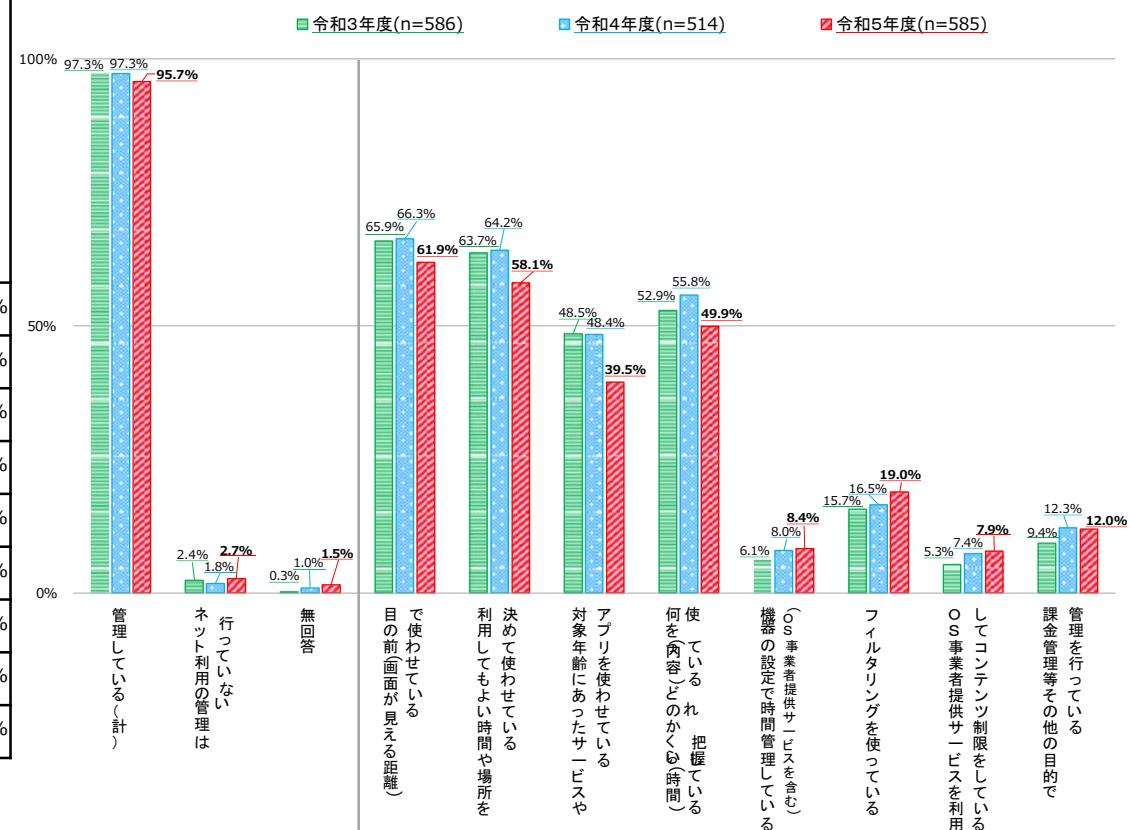
## 子供のインターネット利用に関する保護者の取組 -2 (低年齢層の子供の保護者)

- 子供がスマートフォンを利用する低年齢層の子供の保護者の95.7%がいずれかの方法で子供のネット利用を管理していると回答。
- 手法としては、目の前(画面が見える距離)で使わせている(61.9%)や利用してもよい時間や場所を決めて使わせている(58.1%)が多い。

低年齢層の子供の保護者の取組(スマートフォン／令和5年度)

	管理している(計)	ネット利用の管理は行っていない	無回答	目の前(画面が見える距離)で使わせている	利用してもよい時間や場所を決めて使わせている	対象年齢にあったサービスを使わせている	何を(内容)どけるくらい(時間)で使っているのか把握している	機器(O.S.事業者提供サービス)の設定で時間管理している	O.S.事業者提供サービスを制限を利用していている	フィルタリングを使っている	課金管理等その他の目的で管理を行っている
総数(n=585)	95.7%	2.7%	1.5%	61.9%	58.1%	39.5%	49.9%	8.4%	19.0%	7.9%	12.0%
2歳(n= 40)	95.0%	5.0%	-	82.5%	37.5%	42.5%	40.0%	2.5%	7.5%	-	2.5%
3歳(n= 56)	94.6%	3.6%	1.8%	80.4%	46.4%	39.3%	48.2%	7.1%	5.4%	1.8%	5.4%
4歳(n= 47)	97.9%	-	2.1%	76.6%	66.0%	61.7%	55.3%	6.4%	4.3%	2.1%	2.1%
5歳(n= 69)	92.8%	5.8%	1.4%	66.7%	56.5%	44.9%	53.6%	2.9%	8.7%	5.8%	2.9%
6歳(n= 75)	98.7%	1.3%	-	66.7%	66.7%	40.0%	52.0%	6.7%	16.0%	6.7%	16.0%
7歳(n= 75)	97.3%	1.3%	1.3%	60.0%	57.3%	29.3%	53.3%	12.0%	20.0%	8.0%	12.0%
8歳(n= 91)	97.8%	-	2.2%	48.4%	62.6%	31.9%	47.3%	9.9%	30.8%	11.0%	17.6%
9歳(n=112)	94.6%	3.6%	1.8%	43.8%	66.1%	42.0%	51.8%	14.3%	36.6%	17.0%	23.2%

低年齢層の子供の保護者の取組の経年比較  
(スマートフォン／令和3年度から令和5年度)



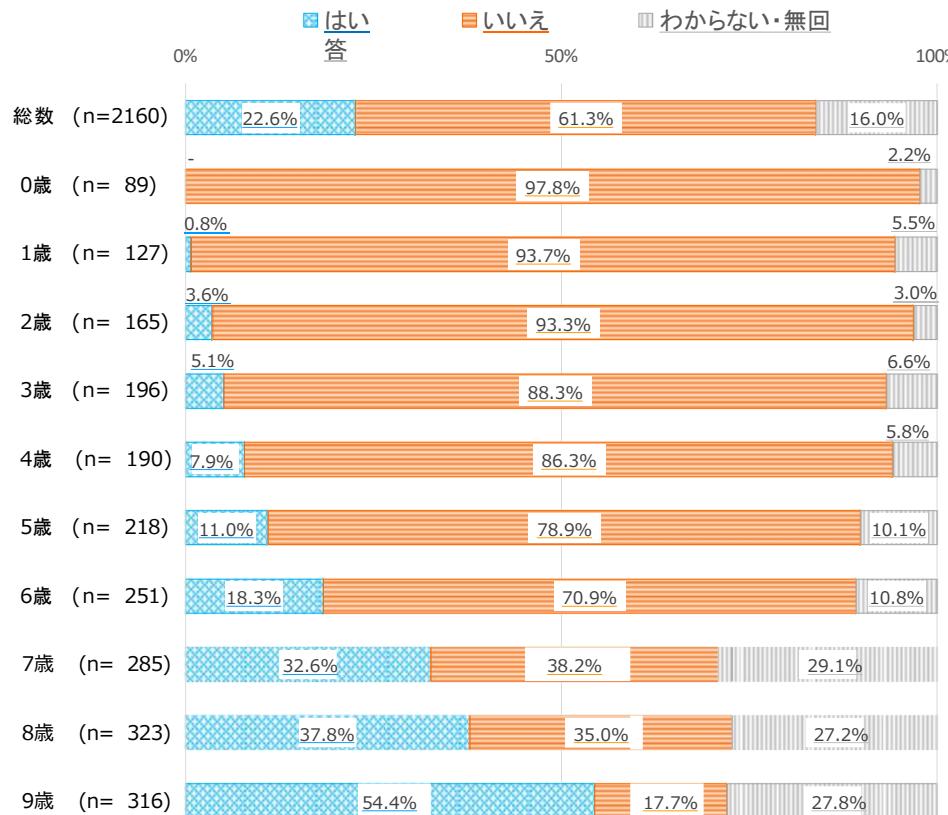
(注)子供が「スマートフォン」でインターネットを利用していると回答した低年齢層の子供の保護者をベースに集計。0歳(n=3)及び1歳(n=17)は回答数が少ないため図示しない。

(低年齢層の子供の保護者Q7-1)

## インターネットに関する啓発や学習の経験 - 2 (低年齢層の子供)

- 低年齢層の子供がインターネットに関する啓発や学習を受けた経験は22.6%。年齢が上がるにつれて、増加傾向。
- 啓発や学習を受けた機会としては、学校・幼稚園・保育園等(72.0%)、親(保護者)(60.1%)が上位。

低年齢層の子供のインターネットに関する啓発や学習の経験  
(年齢別／令和5年度)



(注1)「低年齢層の子供のインターネットに関する啓発や学習の経験」は、回答した低年齢層の子供の保護者全員をベースに集計。

(注2)「啓発や学習を受けた機会」について、0歳(n=0)、1歳(n=1)、2歳(n=6)、3歳(n=10)、4歳(n=15)、5歳(n=24)は回答数が少ないとため図示しない。

### ○啓発や学習を受けた機会

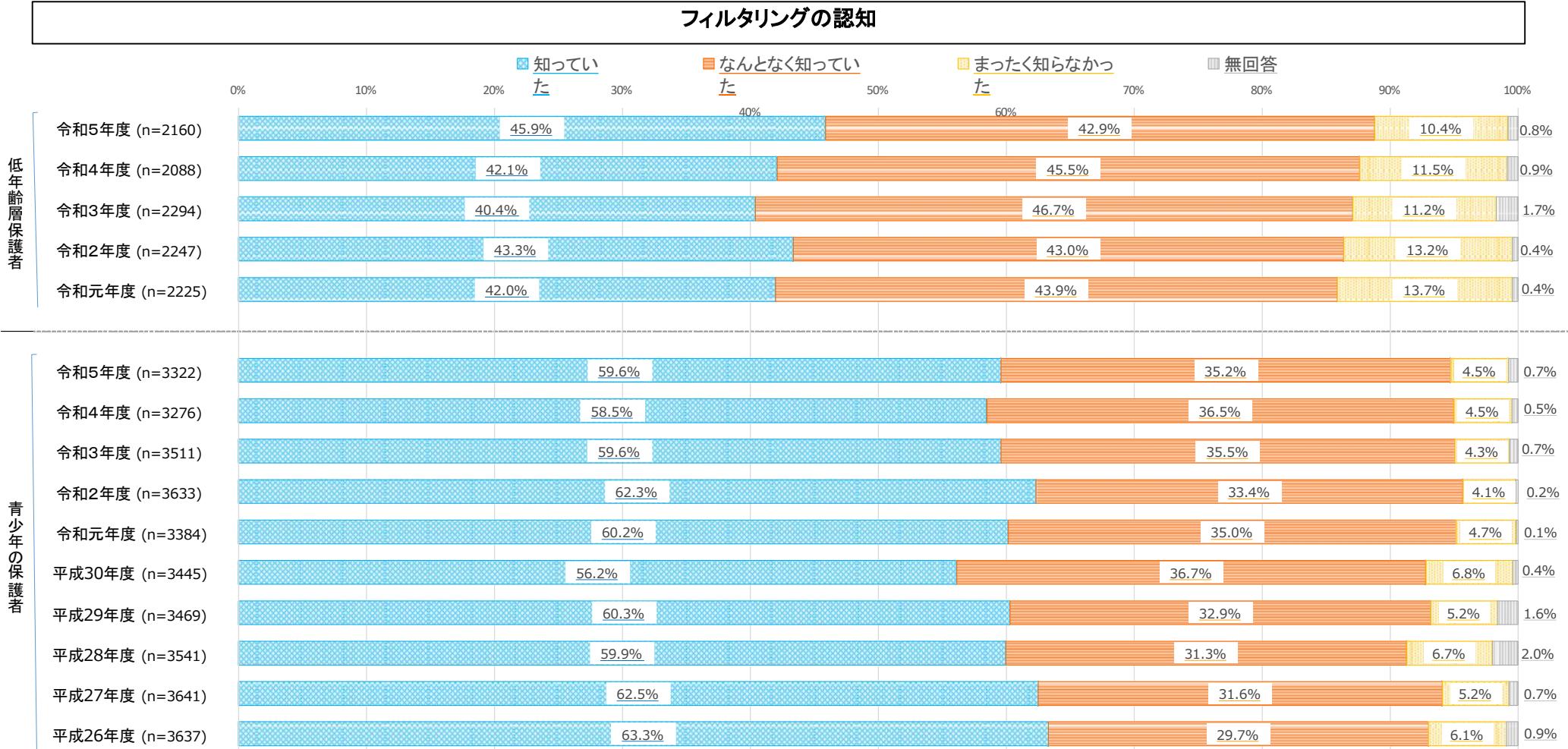
	学校 ・幼稚園 ・保育 園等	親 ( 保 護 者 )	兄 弟 ・ 姉 妹	病 院 ( 産 科 ・ 小 兒 科 等 )	機 器 の 購 入 時 の 販 売 員	機 器 の 購 入 時 の 資 料	友 達	テ レ ビ や パ ン フ レ ッ ト な ど	イ ン タ ー ネ ッ ト	そ の 他
総数 (n=489)	72.0%	60.1%	9.8%	-	2.2%	1.2%	2.7%	18.2%	12.1%	0.4%
6歳 (n= 46)	56.5%	56.5%	10.9%	-	-	-	2.2%	17.4%	10.9%	-
7歳 (n= 93)	69.9%	71.0%	16.1%	-	-	1.1%	2.2%	18.3%	10.8%	-
8歳 (n=122)	76.2%	57.4%	6.6%	-	3.3%	2.5%	2.5%	23.8%	16.4%	-
9歳 (n=172)	81.4%	64.5%	9.3%	-	1.7%	1.2%	1.7%	15.1%	7.0%	-

(低年齢層の子供の保護者Q13-1、Q13-2)

## フィルタリングの認知（保護者）

- 青少年の保護者のフィルタリング認知は「知っていた」(59.6%)と「なんとなく知っていた」(35.2%)を合わせると94.8%
- <sup>低年齢層の子供の保護者</sup>のフィルタリングの認知は、「知っていた」が45.9%。

フィルタリングの認知



(注1)「フィルタリングの認知」は、回答した青少年の保護者及び低年齢層の子供の保護者全員をベースに集計。

(青少年の保護者 Q14、低年齢層の子供の保護者 Q19)

(注2)令和3年度調査から調査票のフィルタリングについての説明内容を大幅に追加した。 出典：令和5年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果（概要）（令和6年3月）（こども家庭庁） 147

## **9．令和6年度予算、 令和5年度補正予算**

# 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上

令和6年度予算額  
(前年度予算額)

23億円  
(23億円)

令和5年度補正予算額

39億円

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上に向けて、「幼保小の架け橋プログラム」の実施、質を支える体制整備の支援等により、全ての子供に対して格差なく質の高い学びを保障する。

## 1 幼児教育の質の向上

**5.6億円（5.2億円）**

幼保小接続期の教育の質的向上に向け、全ての子供たちの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」について、モデル地域における開発・実践とその成果の検証等を実施する調査研究や、今後の幼児教育の政策形成に資するエビデンスを得るために、幼児期の環境や体験、学びが、その後の子供の成長に与える影響に関する大規模な追跡調査を実施。

■ 幼保小の架け橋プログラム事業	2.2億円（2.2億円）
■ 幼児教育に関する大規模縦断調査事業	0.8億円（0.7億円）
■ 幼児教育の学び強化事業	0.7億円（0.4億円）
■ 幼児教育のデータ蓄積・活用に向けた調査研究事業	0.1億円（0.4億円）
■ 幼児教育の理解・発展推進事業	0.3億円（0.3億円）
■ 大学等を通じたキャリア形成支援による幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業	1.3億円（1.2億円） 等

## 2 幼児教育の質の向上を支える自治体への支援

**3.5億円（3.0億円）**

地域全体の幼児教育の質の向上を図るため、幼児教育センターの設置やアドバイザーの配置、外部専門職や自治体の保健、福祉部局との連携等により、地域の課題に的確に対応する自治体の幼児教育推進体制の活用支援の強化

■ 幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業	3.5億円（3.0億円）
--------------------------------	--------------

## 3 幼児教育の質を支える教育環境の整備

**13.4億円（14.7億円）**

ICT環境整備や施設の耐震化等、幼児教育の質を支える教育環境整備を支援

■ 教育支援体制整備事業費交付金	8.9億円（9.9億円） [令和5年度補正予算額 16億]
■ 私立幼稚園施設整備費補助金	4.6億円（4.8億円） [令和5年度補正予算額 23億]

# 幼保小の架け橋プログラム事業

令和6年度予算額  
(前年度予算額)

2.2億円  
2.2億円)



## 背景・課題

幼保小の接続期の教育の質的向上に向け、全ての子供たちの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」を推進する。具体的には、全国的な取組の充実と併せて、モデル地域において、地方自治体の担当者や幼児教育施設及び小学校の教職員等が連携・協働して「架け橋期のカリキュラム」を開発・実施するとともに、国において、その成果の検証等に関する調査研究を実施する。

## 事業内容

### モデル地域における実践・成果の検証等を通じた「幼保小の架け橋プログラム」の推進

#### ①モデル地域における「幼保小の架け橋プログラム」の実施

- 中央教育審議会初等中等教育分科会「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」における議論の成果を踏まえ、以下の取組を実施
- ・架け橋期のカリキュラム開発会議の設置・運営
  - ・架け橋期のカリキュラムの開発、園や小学校における指導計画や保育の計画の作成・実施、指導の改善
  - ・架け橋期のカリキュラムの実施に必要な教材や研修等の開発・実施 等

#### ②モデル地域の成果検証

研究機関による実地調査やヒアリング、アンケート等の客観的な調査を通じて、モデル地域における「幼保小の架け橋プログラム」の取組状況やその成果を検証するとともに、幼保小の接続に関する改善事項を整理し、全国展開に向けた提言を行う

#### ③「幼保小の架け橋プログラム」の成果普及

「幼保小の架け橋プログラム」の更なる全国展開に向け、モデル地域における3か年の取組等を踏まえ、「幼保小の架け橋プログラム」の取組・成果について、全国への広報・プロモーションを実施

#### 委託先

- ① 都道府県、市町村
- ② 研究機関
- ③ 研究機関 等

#### 箇所数、単価

- ① 19箇所 700万円／箇所【継続のみ】
- ② 1箇所 4,800万円／箇所【継続のみ】
- ③ 1箇所 2,000万円／箇所

#### 委託対象 経費

調査研究に必要な経費  
(人件費、委員旅費、謝金等)

担当：初等中等教育局幼児教育課

# 幼児教育に関する大規模縦断調査事業

令和6年度予算額  
(前年度予算額)

0.8億円  
0.7億円)



## 背景・課題

- 幼児教育の分野においては、長年にわたり、より良い教育を目指した実践等が積み重ねられてきたが、今後は調査・研究から得られた実証データの分析によるエビデンスに基づきながら、政策形成に取り組むことが重要。また、諸外国では、幼児教育の効果を示した長期追跡調査の研究成果はあるが、各国の教育制度や文化等も異なることから、日本においても、大規模な追跡調査を実施することが必要。
- 本調査では、子供の成長に資する質の高い幼児教育を科学的に明らかにし、今後の幼児教育の政策形成（幼稚園教育要領の改訂や指導資料の充実等）に資するエビデンスを得るため、5歳児を対象に5年間の追跡調査を行い、幼児教育が、子供の発達、小学校以降の学習や生活にどう影響を与えるかについて検証を行う。

## 調査の概要

### （1）実施規模 約15,000名の5歳児を対象にした5年間の追跡調査

※地域区分や人口規模等を踏まえて、全国8ブロックから大規模・中規模・小規模自治体合わせて46市町村（予定）から調査対象者を無作為抽出

### （2）調査方法・調査対象 以下の調査対象者にアンケート調査を実施

- ①調査開始時点で、就学前教育・保育施設（施設種、公立・私立、認可・無認可は問わない）に通う5歳児の子供をもつ保護者
- ②上記①の5歳児の子供が通う施設の園長・担任保育者（幼稚園教諭、保育教諭、保育士等）
- ③上記①の5歳児が就学した小学校の校長・担任教師（本調査の2年目以降）

### （3）調査内容 ①保護者：子供の成長、資質・能力、家庭での養育環境 等

- ②園長・保育者：保育者の人数、園の取組、労働環境、保育者の実践 等
- ③小学校の校長・担任教師：幼保小接続の取組、学級風土 等

※なお、調査の実施に当たっては、委託先において、幼児教育や発達心理学に加え、経済学、脳科学、教育政策等の様々な分野からの研究者でネットワークを構築し、多様な視点から分析等を行う。

#### 委託先・箇所数

・大学1箇所（継続のみ）

#### 単価

・約7,500万円

#### 対象経費

・調査実施に必要な経費

#### スケジュール（事業実施期間）

R5年度  
先行調査の実施

R6年度  
**本調査(5歳児)の実施**

R7～10年度  
本調査(小学校1年生～4年生)の実施

# 幼児教育の学び強化事業

令和6年度予算額  
(前年度予算額)

0.7億円  
0.4億円)



## 背景・課題

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。幼児教育施設の有する機能を家庭や地域に提供することにより、未就園児も含め、幼児期にふさわしい学びを深めていくことが重要である。そして、幼児教育施設入園後には、幼児教育が直面している課題解決を図ることにより、幼児が園での活動を通して、学びを深めていくことが重要である。

## 事業内容

### ① 教育課題に関する調査研究

幼児教育施設における教育の質の向上のため、幼児教育施設が直面している様々な教育課題について調査研究を行う。

(研究の視点の例)

- ・ 幼児教育施設における教育の質に関する評価の在り方
- ・ 障害のある幼児や外国人幼児などに対する支援の在り方
- ・ 幼児教育施設の管理職や幼児教育アドバイザーを対象とした研修の在り方

等

### ② 子育ての支援や家庭等との連携強化に関する調査研究

未就園児も含め、幼児教育施設の機能を家庭や地域に提供して幼児の学びを深めていくことや、遊びを通した総合的な指導を行う幼児教育の重要性等について家庭や地域と認識を共有して意識を高めることなど、子育ての支援や家庭等との連携強化について調査研究を行う。

(研究の視点の例)

- ・ 幼稚園が0～2歳の未就園児を受け入れて行うふさわしい活動の在り方
- ・ ICT機器を活用した子供の学びの見える化
- ・ 幼児教育施設の機能を生かした子育ての支援の在り方

等

### ③ 幼児教育施設における教育活動等の実態に関する調査研究

今後の幼児教育の教育課程の基準の改善等に向けた資料・データ収集のため、実態把握に係る調査研究を行う。

(研究の視点の例)

- ・ 幼稚園教育要領等に基づく教育活動の実施状況調査
- ・ 諸外国における最新の幼児教育の動向調査

等

対象校種	幼稚園、保育所、認定こども園
------	----------------

委託先	研究機関、大学、都道府県、市町村、幼児教育関係団体 等
-----	-----------------------------

箇所数、単価	① 6箇所 270万円／箇所 ② 2箇所 920万円／箇所 ③ 2箇所 1,600万円／箇所
--------	--

委託対象	調査研究に必要な経費 (人件費、委員旅費、謝金等)
------	------------------------------

# 幼児教育のデータの蓄積・活用に向けた調査研究事業

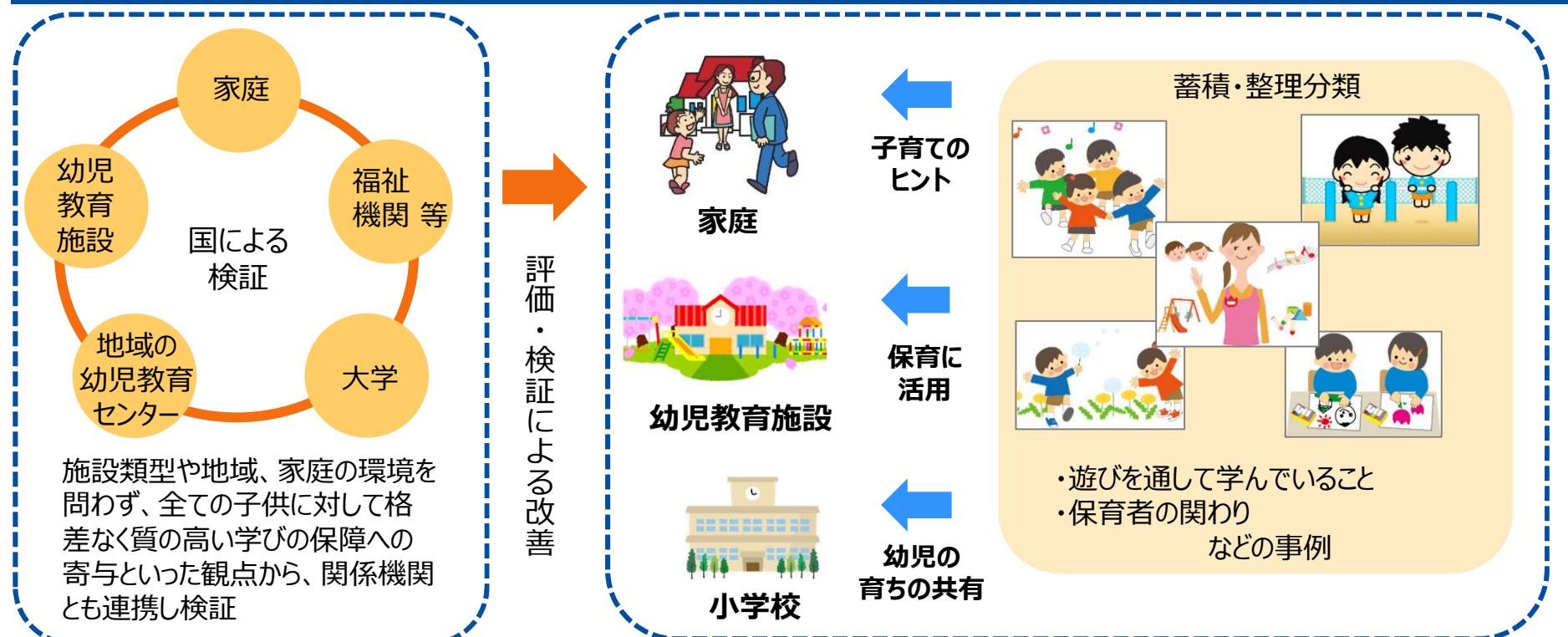
令和6年度予算額  
(前年度予算額)

0.1億円  
0.4億円) 文部科学省

## 背景・課題

幼児の多様性に配慮し、幼児の学びや発達を促すような保育の充実を図るとともに、**幼児教育の成果が小学校教育につながる仕組みの構築**が求められている。このため、幼児教育施設における**幼児教育の好事例（データ）等を収集・蓄積して活用**するとともに、**小学校や家庭とも共有**する。

## 事業内容



# 幼児教育の理解・発展推進事業

令和6年度予算額  
(前年度予算額)

0.3億円  
0.3億円)



## 背景・課題

幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の整合性が図られており、これらの正しい理解の下、**幼児教育施設が一体となって、幼児に対して適切な指導が行われることが求められている。**

幼児教育施設を取り巻く現状を踏まえ、研究協議会の開催や指導資料等の作成を行い、**先進的な実践や幼保小の架け橋プログラム等の理解を深める。**

## 事業内容

### 幼児教育の理解・発展推進事業

各都道府県において、設置者（国公私）や施設類型（幼稚園、保育所、認定こども園）を問わず、自治体の幼児教育担当者や幼稚園教諭、保育士、保育教諭等を対象として、幼保小の架け橋プログラムなど、**幼児教育に関する専門的な研究協議等を行う都道府県協議会を開催する。**

また、都道府県協議会における成果を**中央協議会において発表・共有**することで、さらなる幼児教育の振興・充実を図る。

### 幼児教育実施のための指導資料の作成

幼稚園教育要領等に基づく活動を着実に実施するため、その内容を踏まえた具体的な教育課程の編成や指導の在り方等に関する指導資料等を作成する。

対象校種	幼稚園、保育所、認定こども園、小学校	支出先	都道府県 ※幼児教育実施のための指導資料の作成は本省執行
箇所数、単価	47箇所 50万円／箇所	対象経費	都道府県協議会に必要な経費 (諸謝金、委員等旅費、教職員研修費)

担当：初等中等教育局幼児教育課

# 大学等を通じたキャリア形成支援による 幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業

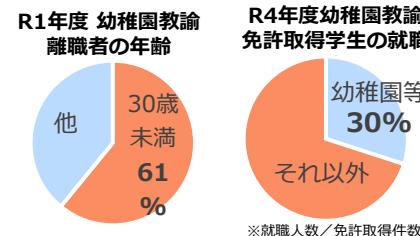
令和6年度予算額  
(前年度予算額)

1.3億円  
1.2億円)



## 背景・課題

- 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上の根幹を成す幼稚園教諭等の**人材**については、養成校生の多くが他業種へ就職する、平均勤続年数が少ない、離職者の再就職が少ないなど、**人材の需要の高止まりに供給が追いついていない**。
- より多くの人材が幼児教育の道を志し、継続的に働き続けられる職場環境の中で体系的に資質能力を向上させていくよう、また、幼稚園教諭免許保有者が円滑に復職できるよう、**総合的なキャリア形成支援の取組を実施する必要がある**。



## 有効求人倍率の推移（年平均）

	H29	R4
全職種	1.35	1.34
幼稚園教諭	1.66	2.22
保育士	2.47	2.42

## 事業内容

### ① 「職」の魅力向上のための園務改善実証事業

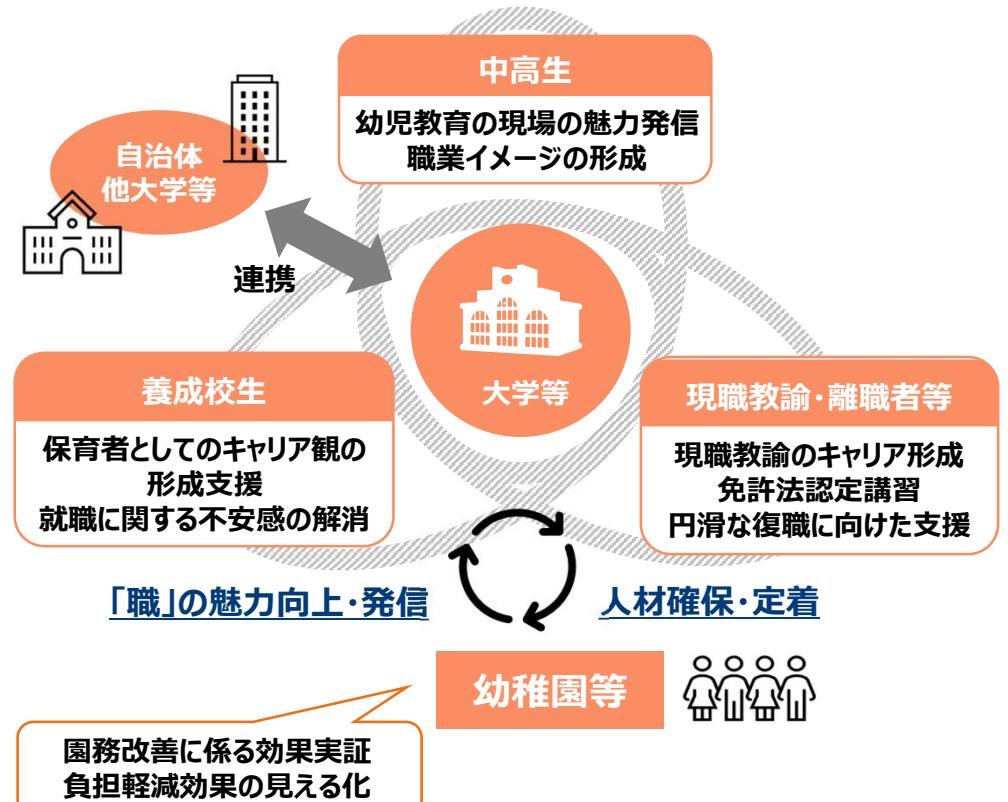
教育活動に集中できる職場環境整備に向けて、民間事業者等の専門的な知見を得つつ、幼稚園教諭等が日々行う業務を効率化する実証事業を実施し、負担軽減効果の見える化を図る。

### ② 大学等を拠点とする「職」の魅力発信モデル事業

地域の幼児教育を担う人材を輩出する**大学等**が拠点となり、自治体や他大学等とも連携しつつ、養成校入学前からの幼児教育の現場の魅力発信、学生のキャリア観の形成支援、現場教諭の職場定着や離職者が円滑に現場に復帰するための支援等を行う。

→ 「職」の魅力発信・向上と人材確保の好循環を実現

事業規模	2,000万円 1団体	(1団体が園務改善の調査研究及び 1,000万円 8団体 200万円 16団体 (免許法認定講習の開設等)
委託先	法人団体、大学等（自治体等含む）	



# OECD ECEC Network事業への参加

令和6年度予算額  
(前年度予算額)

0.2億円  
0.1億円)



## 背景・課題

- 質の高い幼児期の教育の提供を基本理念とする「子ども・子育て支援新制度」の開始、幼児教育・保育の無償化の実施に加えて、令和2年9月のG20教育大臣会合において質の高い幼児教育へのアクセスの重要性が宣言されるなど、国内外で幼児教育の質に対する関心が高まっているところ。
- このため、OECDが実施する国際幼児教育・保育従事者調査等に参加し、質の高い幼児教育を提供するための基礎データの整備に貢献するとともに、これらの事業への参加により、国際比較可能な幼児教育・保育施設の活動実態に関するデータや、各国の好事例など、質の高い幼児教育の提供に向けた施策展開のための重要な基礎情報を得ることとする。

## 事業内容

次年度実施の下記の事業に参画し、幼児教育の質向上のための施策立案に活かす。

### 「OECD国際幼児教育・保育従事者調査」

(Starting Strong Teaching and Learning International Survey (TALIS Starting Strong) )

勤務環境や研修などの保育者の資質・能力の向上に関する状況等に関する第2期サイクルが2021年から開始。  
第1期調査(2018年)では、日本の保育者の研修等による専門性向上への意識の高さなどが明らかになった一方、保育者の待遇や社会的評価、保育者の不足等についての課題もあり、調査結果を参考に施策立案に活用。

### 「質の高い包括的な幼児教育・保育を目的とした政策への研究の転換」

(Translating Research into Policies for Quality and Inclusive Early childhood education and care)

「幼児教育・保育を通じたより平等な機会と包括性の確保」に向けて、子供の発達、学習、福祉に関する最新の研究を基に、幼児教育・保育に関する政策の改善、新しい政策の導入条件等を調査。2023年から2024年にかけて調査・公表予定。

## 過去の参加実績

### ○「OECD国際幼児教育・保育従事者調査」(2018年)

勤務環境や研修などの保育者の資質・能力の向上に関する状況等を調査。

※ 拠出金については、文部科学省、こども家庭庁で按分して負担。

※ 国内における調査実施の事務的経費は国立教育政策研究所で負担。

### ○「デジタル世界における幼児教育・保育」(2021～2023年)

デジタルテクノロジーの普及によってたらされる社会的・経済的变化に対応して、幼児教育・保育が子供たちの学びや発達等を効果的に支援していくための方策等を調査。

担当：初等中等教育局幼児教育課

# 幼児教育推進体制を活用した 地域の幼児教育の質向上強化事業

令和6年度予算額

3.5億円

(前年度予算額

3.0億円)



## 背景・課題

- 複数の施設類型が存在し、私立が多い幼児教育の現場において、公私・施設類型問わず幼児教育の質の向上等の取組を一体的に推進するためには、教育内容面での質向上を担う地方公共団体の体制の充実が必要。
- また、幼児教育施設の教職員が幼児教育の質向上にしっかり向き合うことができるよう、地域の幼児教育に関する課題に対して的確に対応した保健・福祉等の専門職をはじめとした人的体制の充実を図ることが必要。

## 事業内容

地域全体の幼児教育の質の向上を図るため、幼児教育センターの設置やアドバイザーの配置、外部専門職や自治体の保健、福祉部局との連携等により、地域の課題に的確に対応する自治体における幼児教育推進体制の充実・活用への支援を強化。

体制の充実

- ・幼児教育アドバイザー（幼保小接続アドバイザー含む）の配置、質向上のための取組、新規アドバイザーの育成
- ・外部専門職や自治体の保健、福祉部局との効果的な連携

体制の活用等

- ・研修支援・巡回訪問の充実（保健、福祉等の専門職を含む）
- ・幼保小接続の推進、接続カリキュラムの作成・活用
- ・人材育成方針の更新・活用 等

域内全体への波及

- ・都道府県・市町村の連携を含めた関係者間の情報共有
- ・域内全体における幼児教育の質向上を図るための仕組み作り

新規体制整備促進策

・幼児教育推進体制未実施地域の整備促進策に関する実証研究<委託事業>

補助要件

- ①幼児教育センターの設置
- ②担当部局一元化（PT等での対応可）
- ③小学校指導担当課との連携体制確保

補助対象  
単価・個所数  
・補助率

都道府県、市町村  
(補助) 7~9百万円程度 (1/2) × 87団体  
(委託) 130万円程度 × 4団体

対象経費

- 【補助】
- ・幼児教育アドバイザー配置に必要な経費（人件費等）
  - ・専門職との連携に必要な経費（謝金等）
  - ・研修・巡回訪問等に必要な経費（謝金、旅費等）

- 【委託】
- ・検討会議運営経費（会議費等）
  - ・先進地視察に係る経費（旅費）
  - ・幼児教育アドバイザー試行配置経費（謝金等）

# 教育支援体制整備事業費交付金

令和6年度予算額

(前年度予算額)

9億円

10億円)



令和5年度補正予算額

16億円 ※

## 現状・課題・事業内容

子育て支援の更なる充実を図るため、認定こども園の設置を支援するとともに、幼稚園における預かり保育の推進など幼児を健やかに育むために必要な環境整備を推進する。併せて、幼児教育の質の向上を支える環境整備のために必要な経費の一部を支援する。

### 1 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備 ※

子供の学びに必要な不可欠な遊具、運動用具、保健衛生用品等の整備を支援



### 3 認定こども園等の業務体制への支援



- (1) 認定こども園等に移行する準備に必要な経費を支援
- (2) 認定こども園等の園務の平準化に必要な経費を支援

### 2 幼児教育の質の向上のための研修支援

教育の質の向上を図るため、教職員を対象とした研修を支援



### 4 ICT環境整備の支援 ※

幼児教育の質の向上に向け、教育に係る資料の電子化に必要なICT環境の整備に係る費用を支援



対象  
校種

- 1 幼稚園、幼稚園型認定こども園、  
幼保連携型認定こども園
- 2 幼稚園、認定こども園、保育所
- 3 幼稚園、幼稚園型認定こども園
- 4 幼稚園、幼稚園型認定こども園、  
幼保連携型認定こども園

主な  
対象  
経費

- 1 物品等の購入費
- 2 研修参加費
- 3 事務職員雇用費
- 4 端末・システム導入費

実施  
主体

都道府県

補助  
割合

国 1 / 2 等

※幼児教育の質の向上のため緊急環境整備の一部及びICT環境整備支援については令和5年度補正予算で措置

担当：初等中等教育局幼児教育課

# 幼児教育の質の向上のための環境整備支援

## 現状・課題

子育て支援の更なる充実を図るとともに、**幼児教育の質の向上**を図るため、環境整備のために必要な経費の一部を支援する。

## 事業内容

### 1 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備 2億円

子供の学びに必要不可欠な遊具・運動用具、保健衛生用品等の整備を支援する。

### 2 幼稚園のICT環境整備支援 14億円

幼児教育の質の向上に向け、教育に係る資料の電子化に必要なICT環境の整備に係る費用を支援する。

- ◆交付基準額：1園当たり 6学級以下 1,000千円  
7学級以上 1,500千円

対象事業者

幼稚園、  
幼稚園型認定こども園、  
幼保連携型認定こども園

実施主体

都道府県

補助割合

国 1/2等

補助対象  
経費

- 1** 物品（遊具、運動用具、保健衛生用品等）の購入費 等
- 2** 情報システム導入に係る費用（購入費、改修費、工事費等）、端末・備品等整備費 等

# 私立幼稚園施設整備費補助金

令和6年度予算額  
(前年度予算額)

5億円  
5億円)



令和5年度補正予算額 23億円 ※

## 現状・課題・事業内容

緊急の課題となっている**国土強靭化**の取組を推進する園舎や外壁等の非構造部材の**耐震対策**、子どもの命を守る**防犯対策**、**バリアフリー化**等の施設整備に要する経費に対する補助を実施する。また、**子育て支援**の更なる充実を図るために**預かり保育**などに幼稚園として取り組むために必要な環境整備を促進する。

- |           |           |   |
|-----------|-----------|---|
| <b>1</b>  | 耐震補強※     | … 耐震補強、非構造部材の耐震対策、耐震診断、防災機能強化   |
| <b>2a</b> | 防犯対策      | … 門・フェンス・防犯監視システム等の設置   |
| <b>2b</b> | 特別防犯対策※   | … 防犯カメラ・オートロックシステム・非常通報装置等を含めた防犯対策整備<br>(R5-R7 : 補助率の嵩上げ1/3→1/2による促進) |
| <b>3</b>  | 新築・増築・改築※ | … 新築、増築、耐震改築、その他危険建物の改築   |
| <b>4</b>  | アスベスト等対策  | … 吹き付けアスベストの除去等   |
| <b>5</b>  | 屋外教育環境整備  | … アスレチック遊具、屋外ステージ、防音壁等の整備   |
| <b>6</b>  | エコ改修※     | … 太陽光発電、省エネ型設備等の設置・改修   |
| <b>7</b>  | 内部改修※     | … 預かり保育等のための園舎の改修（間仕切り設置、空調整備等）                                       |
| <b>8</b>  | バリアフリー化   | … スロープの設置、トイレのバリアフリー化等の整備   |



対象校種	私立の幼稚園	補助割合	国1/3、事業者2/3 ※地震による倒壊等の危険性が高い施設の耐震補強 特別防犯対策 国1/2、事業者1/2
実施主体	事業者（学校設置者）	対象経費	工事費、実施設計費、耐震診断費等

※ 耐震補強、改築、内部改修の一部及び特別防犯対策、エコ改修については令和5年度補正予算で措置

# 私立幼稚園の施設整備支援

令和5年度補正予算額

23億円



## 現状・課題・事業内容

緊急の課題となっている**国土強靭化**の取組を推進する園舎や外壁等の非構造部材の**耐震対策**、子どもの命を守る**特別防犯対策**、**子育て支援**の更なる充実を図るために**預かり保育**などに取り組むために必要な施設整備、徹底した**省エネルギー**の推進に向けた**工事改修**等に要する経費に対する補助を実施し、対策を促進する。

- ◆ **耐震化事業** … 耐震補強・耐震改築、非構造部材の耐震対策、耐震診断



- ◆ **特別防犯対策事業** … 防犯カメラ・オートロックシステム・非常通報装置等を含めた防犯対策整備  
(R5-R7 : 補助率の嵩上げ1/3→1/2による促進)

- ◆ **改築事業** … 預かり保育等を実施するための改築



- ◆ **工事改修事業** … 太陽光発電、省エネ型設備等の設置・改修

- ◆ **内部改修事業** … 預かり保育等の実施にかかる園舎の整備  
(間仕切り設置、空き教室の空調整備等)

等  
防犯対策の例:防犯カメラ、ICカードによるオートロック

対象校種	私立の幼稚園	補助割合	国1/3、事業者2/3 ※地震による倒壊等の危険性が高い施設の耐震補強、 特別防犯対策 国1/2、事業者1/2
実施主体	事業者（私立幼稚園を設置する学校法人）	対象経費	工事費、実施設計費、耐震診断費等

(担当：初等中等教育局幼児教育課)

## 10. 幼児教育をめぐる動向

# 幼児教育・保育の質に関するOECD(経済協力開発機構)の研究

## ○質の高い幼児教育の効果

- ・質の高い幼児教育・保育は、言語の使用やアカデミックスキルの芽生え、早期の識字および計算、社会情緒的スキルなどといった様々な領域の子どもの早期発達とその後の就学後のパフォーマンスにとって有益であることが指摘。このほか、健康的な摂食習慣や身体活動習慣の定着の後押し等、健康・ウェルビーイングにも効果が及ぶ。
- ・質の高い幼児教育・保育サービスは、労働市場への参加、貧困の削減、異なる世代間の社会的移動性及び社会的統合の向上など、子供のその後の人生における成果にもつながるというエビデンスが増加。

## ○幼保小接続における教育（指導）の継続性の意義

- ・カリキュラムの一貫性や継続的な幼保小接続の取組は、子供たちの将来の教育的・社会的成功に好影響を与えると指摘。
- ・幼保小のカリキュラムに一貫性を持たせること、幼保小の間の教育内容の理解の共有、幼保小の指導の連続性が取り組むべき課題であると指摘。

## ○幼保小接続の取組の各国のトレンド

- ・幼保小接続は各国でも大きな関心事。政府の戦略や政策文書に含まれることが増加。
- ・幼保小接続強化のためのカリキュラム改革や幼保小接続を容易にするための幼児教育・保育施設の一体化の取組等について紹介。

## ○日本の保育者の社会情緒的な実践、保護者とのコミュニケーションの充実

- ・日本の保育者は、社会情緒的な要素を含む子供の発達に関する内容や学び・遊びの支援に関する内容について、継続的に専門性の向上を図っている割合が非常に高い。
- ・日本では、保護者とのコミュニケーションを日常的、定期的に実施している割合がともに高く、国際的に見ても、幼児教育・保育施設が保護者とのコミュニケーションを重視。

Figure 6.1 Multiple factors and connections are at play in transitions



<過去1年の専門性向上のための日本の保育者の活動実施割合>(%、順)		
	子供の発達	学び・遊び支援
日本	83.9 (2)	77.2 (2)

<保護者とのコミュニケーションの実施割合>(%、順)		
	非公式(毎日)	公式(月1以上)
日本	74.7 (3)	96.5 (1)

出典：Starting Strong (OECD), OECD国際幼児教育・保育従事者調査2018

# OECD幼児教育・保育白書第7部について

- 概要**
- OECD幼児教育・保育ネットワークにおいて 令和3年から令和5年にかけて調査研究プロジェクト「デジタル世界における幼児教育・保育（Early Childhood Education and Care in a Digital World）」を実施し、その成果として取りまとめたもの（令和5年4月公表）。
  - 本プロジェクトは、幼児教育・保育施設がデジタル化に対応し、デジタル化に関連するリスクを最小限に抑えながら、質が高く公平な幼児教育・保育を促進する方法について明らかにすることを目的に実施。
  - また、子供たちが、デジタル時代において生活・学習する際に役立つスキルを明らかにし、幼児教育・保育の質を高めるためにデジタル技術を有効活用できるよう、幼児教育・保育関係者全体で整備すべき方策を検討し、デジタル環境における子供の保護とデジタル化の恩恵を公平に受けられるために幼児教育・保育が果たす役割を追求することを目指している。
  - 幼稚園、保育所及び認定こども園に関する現状等について回答。また、園の事例提供や専門家とのウェビナー会議にも参加

- 参加国**
- 30の国・地域  
(カナダ、フィンランド、韓国、ノルウェー、スウェーデン及び日本は専門家とのウェビナー会議にも参加)

- 主な内容**
- デジタル化の急速な進展は、新しい教材や環境、人材育成、園と保護者の関係強化など幼児教育・保育に新しい可能性をもたらしているが、同時に幼児の生活に課題を生み出している。現在、大多数の国・地域では、園において安全で責任のあるデジタル技術の利用を促進することに重点を置いているが、幼児がデジタルリスクから身を守り、安全で創造的な方法でデジタル技術を活用する方法を学ぶためのガイドラインや規程の整備は不十分なことがある。
  - 各国では、子供のデジタルサービスの安全な利用を確保するために、デジタル・サービス・プロバイダー（※1）が関与する必要性が認識されつつあるが、プロバイダーに対して年齢に応じたコンテンツや活動を促進する「セーフティ・バイ・デザイン（※2）」な対応を求めるよりも、プライバシー規制を導入することが多い。また、子供のデジタルサービスの安全な利用に関して特定の責任を持つ監督機関が存在しない国が多くある。

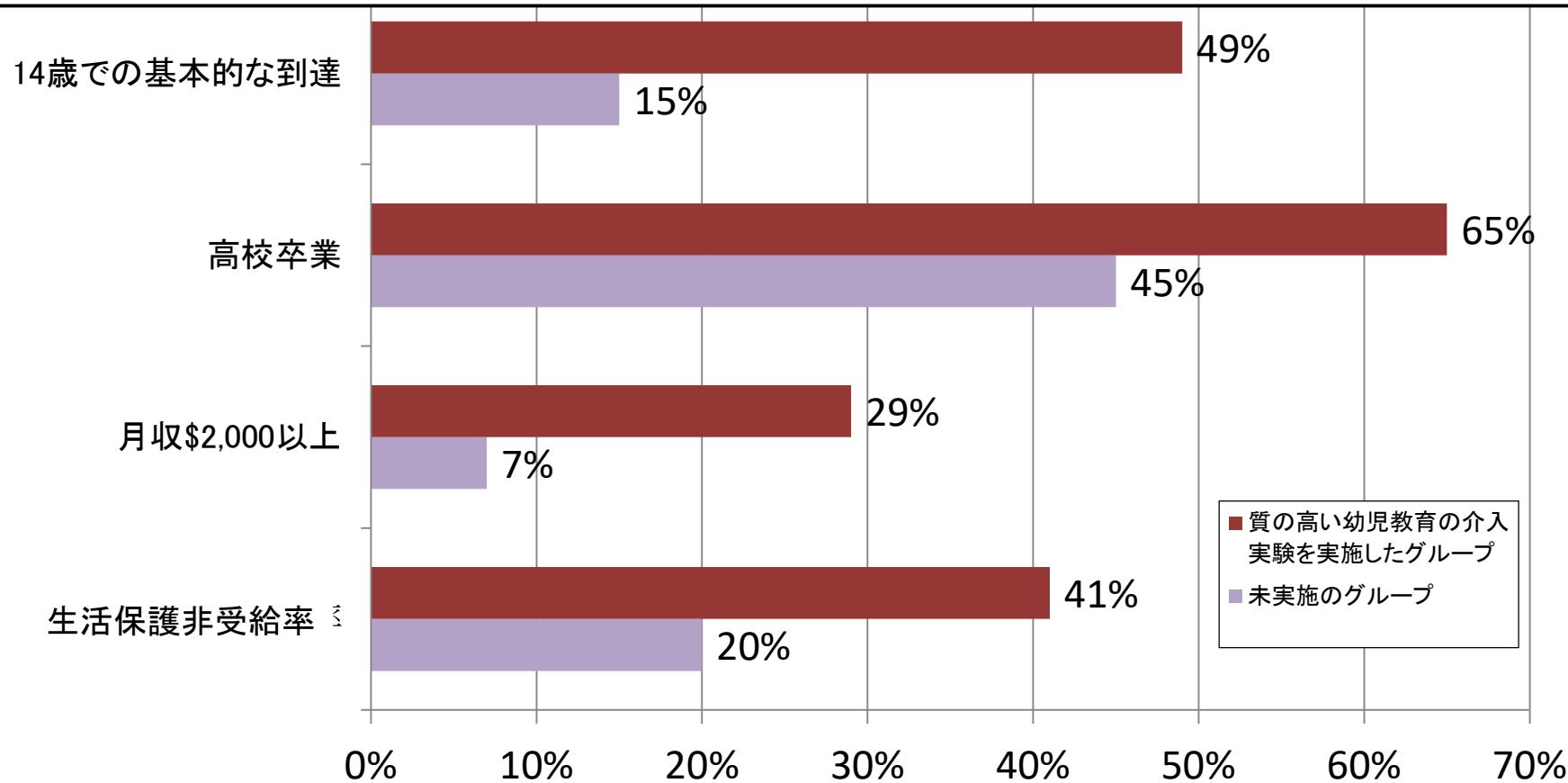
（※1） 製品やサービスを電子的に遠隔で提供する者

（※2） システムの導入・運用後に安全性について考えるのではなく、企画・設計の段階から安全対策を盛り込むことで情報セキュリティを確保する考え方

- ・デジタル技術格差の解消においては、子供たちに早い時期からデジタルリテラシーを導入することが重要であるが、調査対象の半数近くが、幼児教育・保育のカリキュラムの枠組みに早期デジタルリテラシー育成の具体的な目標を掲げられていなかった。また、園で利用できるデジタル機器の質や種類にはらつきがあるとの報告も多い。一般的に、幼児が最初にデジタル技術に触れるのは家庭であるが、幼児教育・保育は全ての子供がデジタルリスクについて学び始め、コンピューターの仕組みや、デジタル技術が遊びや創造性、自己表現にどのように役立つかを理解する上で重要な役割を果たすことができる。
- ・デジタル化への政策対応を進めるには人材が重要である。園の全職員は、デジタル技術を効果的に活用する方法を理解するための基礎的な研修を受講する必要がある。また、責任ある立場の職員は、より高度で専門的なスキルを身につけるための研修も受講する必要がある。デジタル技術は、家族との交流や園活動への参加を促進することもできる。このような家族との関わり方を改善することは、特別な支援を要する子供たちが通っている園にとって特に重要である。
- ・今後、デジタル化は、教育や学習、そして幼児の交流や遊び、より広い社会との関わり方に影響を与え続けることが予想される。各国は、幼児教育・保育がデジタル化に対応するための明確な目標を持ち、全ての幼児がデジタルの世界で安全に活躍できるよう最初の可能性を広げることが必要である。この目標は、この分野の複雑さを認識し、全ての関係者を関わらせ、最善で利用可能なエビデンスに基づき、柔軟な方法で実施されるべきである。

# 幼児教育への投資の効果

- 教育の効果は、受けた本人だけでなく、社会に対しても効果が大きい。
- 質の高い幼児教育プログラムへの参加は、将来の所得の向上や生活保護受給率の低下等につながる。



出典： Heckman and Masterov (2007) "The Productivity Argument for Investing in Young Children"

※ 1960年代のアメリカ・ミシガン州において、低所得層アフリカ系アメリカ人3歳児で、学校教育上の「リスクが高い」と判定された子供を対象に、一部に質の高い幼児教育を提供し、その後約40年にわたり追跡調査を実施しているもの。（ペリー就学前計画）

# 初任者研修の概要

1. 目的:新任教員の実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を修得させる
2. 対象者:公立の小学校等の教諭等のうち、新規に採用された者
3. 実施者:研修実施者(都道府県・指定都市・中核市教育委員会等)
4. 根拠法:教育公務員特例法第23条(平成元年から実施)
5. 研修内容:研修実施者が定める

＜文部科学省が教育委員会に示した目安＞

## I. 校内研修

時間数:週10時間以上、年間300時間以上  
指導教員を中心とする指導及び助言

## II. 校外研修

日数:年間25日間以上  
①教育センター等における講義、演習  
②企業・福祉施設等での体験  
③社会奉仕体験活動研修及び自然体験活動研修  
④宿泊研修

## ○幼稚園の教諭等に対する初任者研修等の特例

※実施者:研修実施者(ただし、指定都市以外の市町村の設置する幼稚園については都道府県教育委員会、同市町村が設置する幼保連携型認定こども園については都道府県知事部局)

※根拠法:教育公務員特例法附則第5条

※研修内容:研修実施者が定める

＜文部科学省が教育委員会に示した目安＞

## I. 園内研修

園内において、研修指導員による指導及び  
助言による研修を実施する。  
研修日数:年間10日間

## II. 園外研修

教育センター等において、講義、演習等による研修  
を実施するとともに、宿泊研修を行う。  
研修日数:年間10日間(うち宿泊研修4泊5日程度)

# 初任者研修の実施状況(令和4年度)

出典:文部科学省 初任者研修 令和4年度実施状況調査結果

※調査対象:129都道府県・指定都市・中核市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会

## ○研修対象者数

幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む):669人 幼保連携型認定こども園:954人  
小学校:15,188人 中学校:8,572人 高等学校:4,181人 特別支援学校:2,762人

合計32,326人

## ○研修内容

教科指導、カリキュラム・マネジメント、主体的・対話的で深い学び、生徒指導、いじめ防止、不登校対応、特別支援教育、人権教育、男女共同参画、学級経営など地域の実情に応じて様々な内容を扱っている。

### 【初任者1人にかける1週間当たりの校内研修の平均指導時間】

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
6. 9時間	6. 9時間	7. 4時間	7. 3時間

### 【初任者1人にかける校外研修の平均年間実施日数】

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
14. 9日	14. 8日	15. 8日	15. 3日

### 【幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)及び幼保連携型認定こども園に係る研修の平均年間実施日数】

	幼稚園	幼保連携型認定こども園
校内研修	9. 9日	9. 2日
校外研修	8. 8日	8. 5日

# 中堅教諭等資質向上研修の概要

1. 目的:学校運営の円滑な実施において中核的役割を果たすための資質の向上を図る
2. 対象者:公立の小学校等の教諭等  
(指標や教員研修計画等の研修体系を踏まえ研修実施者の責任で決定)  
※指標とは、地域の実情に応じ、校長及び教員の職責、経験及び適正に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標  
※教員研修計画とは、指標を踏まえ、校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画
3. 実施者:研修実施者(都道府県・指定都市・中核市教育委員会等)
4. 根拠法:教育公務員特例法第24条(平成29年から実施)
5. 幼稚園の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修の特例(教育公務員特例法附則第6条):  
幼稚園等については、研修実施者(ただし、指定都市以外の市町村の設置する幼稚園については都道府県教育委員会、同市町村が設置する幼保連携型認定こども園については都道府県知事部局)が実施する。
6. 研修内容:研修実施者が定める

<10年経験者研修について文部科学省が教育委員会に示した目安>

## I. 長期休業期間等の研修

日 数:20日間程度

※幼稚園については、10日程度

場 所:教育センター等

講 師:ベテラン教員、指導主事

内 容:教科指導、生徒指導等に関する研修

## II. 課業期間の研修

日 数:20日間程度

※幼稚園については、10日程度

場 所:主として学校内

指導助言:校長、教頭、教務主任等

内 容:授業研究、教材研究等

# 中堅教諭等資質向上研修の実施状況(令和4年度)

出典:文部科学省 中堅教諭等資質向上研修 令和4年度実施状況調査結果

※調査対象:129都道府県・指定都市・中核市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会

## ○研修対象者数

幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む):443人 幼保連携型認定こども園:359人 小学校:15,343人  
中学校:9,141人 高等学校:6,203人 特別支援学校:3,779人 合計35,268人

## ○研修内容

教科指導、カリキュラム・マネジメント、主体的・対話的で深い学び、生徒指導、いじめ防止、不登校対応、特別支援教育、人権教育、男女共同参画、学級経営など地域の実情に応じて様々な内容を扱っている。

## 【研修の実施時期の設定方法】

	単年で設定した教職経験年数の者を対象として実施	前期・後期等の複数年で設定した教職経験年数者を対象として実施	連続する複数年で設定した教職経験年数者を対象として実施	複数年で設定した教職経験年数の者から希望等に応じて実施
幼稚園	53.1%(26教委)	8.2%(4教委)	8.2%(4教委)	30.6%(15教委)
幼保連携型認定こども園	47.2%(17教委)	5.6%(2教委)	11.1%(4教委)	36.1%(13教委)

	幼稚園	幼保連携型認定こども園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
8年目	13教委(26.5%)	9自治体(25.0%)	29教委(22.5%)	30教委(23.3%)	13教委(17.3%)	13教委(20.0%)
9年目	16(32.7%)	14(38.9%)	40(31.0%)	40(31.0%)	19(25.3%)	15(23.1%)
10年目	20(40.8%)	17(47.2%)	65(50.4%)	64(49.6%)	31(41.3%)	29(44.6%)
11年目	30(61.2%)	22(61.1%)	82(63.6%)	80(62.0%)	49(65.3%)	40(61.5%)
12年目	10(20.4%)	10(27.8%)	29(22.5%)	29(22.5%)	17(22.7%)	15(23.1%)

## 【研修の年間実施日数(平均)】

幼稚園	幼保連携型認定こども園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
9.0日	9.2日	16.8日	17.5日	17.1日	16.8日

# こども基本法（令和4年6月法律第77号）

## 目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う**全てのこどもが**、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長**することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、こども政策を総合的に推進する。

## 基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

## 責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

## 白書・大綱

- 年次報告(法定白書)、**こども大綱の策定**  
(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成)

## 基本的施策

- **施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映**
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

## こども政策推進会議

- こども家庭庁に、**内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置**
  - ① **大綱の案を作成**
  - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
  - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

## 附則

### 施行期日:令和5年4月1日

検討:国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとったこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

## こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約\*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。**

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- 心身ともに健やかに成長できる
- 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- 様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- 夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り拓くことができる
- 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができ
- 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- 虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- 自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- 希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- それぞれの希望に応じ、家族を持ち、子どもを産み育てることや、不安なく、子どもとの生活を始めることができる。
- 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながり幸せな状態で、子どもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、子どもが幸せな状態で育つことができる。



- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。



こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

(\*こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとってのわかりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「子どもの権利条約」と記載。)

## こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

### ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからからの最善の利益を図る

- ・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとての最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

### ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- ・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を發揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。
- ・意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

### ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- ・こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- ・「子育て」とは、子どもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

### ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- ・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるよう取り組む。
- ・困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

### ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

- ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利を被らないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

### ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

## こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要な事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

### 1 ライフステージを通した重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等  
(こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等)
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり(遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等)
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供(成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援)
- こどもの貧困対策(教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援(地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援(児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組  
(こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

### 2 ライフステージ別の重要事項

- 子どもの誕生前から幼児期まで  
子どもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
  - ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
  - ・子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期  
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。  
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
  - ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
  - ・居場所づくり
  - ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
  - ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
  - ・いじめ防止
  - ・不登校のこどもへの支援
  - ・校則の見直し
  - ・体罰や不適切な指導の防止
  - ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期  
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
  - ・高等教育の修学支援、高等教育の充実
  - ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定
  - ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
  - ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

### 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

## こども施策を推進するために必要な事項

### 1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。こどもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

①こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。

②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

○国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進（『こども若者★いけんぶらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）

○地方公共団体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等）

○社会参画や意見表明の機会の充実 ○多様な声を施策に反映させる工夫 ○社会参画・意見反映を支える人材の育成

○若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 ○こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

### 2 こども施策の共通の基盤となる取組

○「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）

○こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

○地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開 等）

○子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

○こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

### 3 施策の推進体制等

○国における推進体制（総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使 等）

○数値目標と指標の設定 ○自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携 ○国際的な連携・協力

○安定的な財源の確保 ○こども基本法附則第2条に基づく検討

## こども大綱における目標・指標

別紙1に、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標、別紙2に、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を設定する。

※具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については「こどもまんなか実行計画」において設定。

目指す社会…こどもまんなか社会

### 目標（別紙1）

「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「生活に満足している」と思う子どもの割合	70%
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	70%
社会的スキルを身につけている子どもの割合	80%
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	90%
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	現状*維持 ※97.1%
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	70%
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	70%
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	80%
「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	55%
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90%

### （目標値）

### 指標（別紙2）

- ・「こどもは権利の主体である」と思う人の割合
- ・子どもの貧困率
- ・里親等委託率
- ・児童相談所における児童虐待相談対応件数
- ・小・中・高生の自殺者数
- ・妊産婦死亡率
- ・安心できる場所の数が1つ以上あるこども・若者の割合
- ・いじめの重大事態の発生件数
- ・不登校児童・生徒数
- ・高校中退率
- ・大学進学率
- ・若年層の平均賃金
- ・50歳時点の未婚率
- ・「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合
- ・合計特殊出生率
- ・出生数
- ・夫婦の平均理想/予定こども数
- ・理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合
- ・男性の育児休業取得率
- ・6歳未満のこどもをもつ男性の家事関連時間
- ・ひとり親世帯の貧困率

等

# 幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン) 概要

令和5年12月22日閣議決定

はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上にとって最重要

- ✓ 誰一人取り残さないひとい育ちの保障に向けては課題あり

※児童虐待による死亡事例の約半数が0～2歳／就園していない子どもは、家庭環境により、他の子どもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される

- ✓ 誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

目的

全ての子どもの誕生前から幼児期までの  
「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

## 1 子どもの権利と尊厳を守る

- ⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障
- ✓ 乳幼児は生まれながらにして権利の主体
  - ✓ 生命や生活を保障すること
  - ✓ 乳幼児の思いや願いの尊重

## 2 「安心と挑戦の循環」を通して子どものウェルビーイングを高める

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠

**アタッチメント（愛着）<安心>**  
不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、  
安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の  
土台を獲得

**豊かな「遊びと体験」<挑戦>**  
多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近  
なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた  
「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援

## 3 「子どもの誕生前」から 切れ目なく育ちを支える

- ⇒育ちに必要な環境を切れ目なく構築し、  
次代を支える循環を創出
- ✓ 誕生の準備期から支える
  - ✓ 幼児期と学童期以降の接続
  - ✓ 学童期から乳幼児と関わる機会

## 4 保護者・養育者のウェルビーイング と成長の支援・応援をする

- ⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援
- ✓ 支援・応援を受けることを当たり前に
  - ✓ 全ての保護者・養育者とつながること
  - ✓ 性別にかかわらず保護者・養育者が  
共育ち

## 5 子どもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

⇒社会の情勢変化を踏まえ、子どもの  
育ちを支える工夫が必要

- ✓ 「こどもまんなかチャーター」の視点  
(様々な立場の人が子どもの育ちを応援)
- ✓ こどもも含め環境や社会をつくる
- ✓ 地域における専門職連携やコーディネーター  
の役割も重要

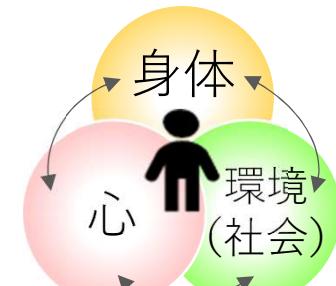
### 【「はじめの100か月」とは】

本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の妊娠期から幼保小接続の重要な時期（いわゆる5歳児～小1）まで  
がおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目

### はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓ こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓ 全ての人の具体的行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が  
司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

全ての子どもの生涯にわたる  
身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）  
な観点での包括的な幸福



⇒全ての人のウェルビーイング向上にもつながる

## **11. 今後の教育課程、学習指導、 学習評価等の在り方に関する 有識者検討会**

# 学習指導要領総則

何ができるようになるか

- 【前文】
- ・教育の目的・目標
  - ・豊かな人生と持続可能な社会の創り手の育成
  - ・社会に開かれた教育課程
  - ・学校段階等間の接続と小学校学習指導要領 など

何を学ぶか

- 【総則】
- 第1 小学校教育の基本と教育課程の役割
- ・生きる力の育成に向けた資質・能力の3つの柱
  - ・カリキュラム・マネジメントの充実 など
- 第2 教育課程の編成
- ・学校の教育目標
  - ・学習の基盤となる資質・能力  
(言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力)
  - ・現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力 など

どのように学ぶか

- 第3 教育課程の実施と学習評価
- ・単元等のまとまりごとの主体的・対話的で深い学び、見方・考え方
  - ・学習評価(指導と評価の一体化、妥当性・信頼性の確保)
  - ・言語活動(言語能力の育成)
  - ・コンピュータ等の情報手段活用(情報活用能力の育成)

何が身に付いたか

子供の発達  
どのように支援するか

- 第4 児童の発達の支援
- ・ガイダンスとカウンセリングによる発達の支援
  - ・生徒指導、個に応じた指導、キャリア教育
  - ・障害のある児童生徒、日本語指導、不登校児童生徒への配慮

実施するために何が必要か

- 第5 学校運営上の留意事項
- ・校務分掌に基づく役割分担と連携
  - ・カリキュラム・マネジメントと学校評価や各種全体計画との関連付け

## 第4回検討会で各委員から議論する必要があると示された課題

- 豊かな人生と持続可能な社会の創り手の育成は引き続き重要。変化する今後の社会像をどう捉え、その中の学校の姿をどう構想するか。
- 学習者である子供たちの全人的な発達を支え、資質・能力の育成を保障する観点から、学校における教育課程をどのように構想するか。
- ① 幼児教育から高等学校卒業段階までの発達(認知的発達、身体的発達、社会情緒的発達、キャリア発達)をどのように支えるか。
  - ② 教育課程全体の学び、各教科等の学びを通して、子供たちにどのような資質・能力の育成を目指すか。
  - ③ 子供たちが学ぶ内容を、どのような原理・方法で選択・組織するか。
  - ④ 子供たち一人一人の特性等を考慮した教育課程の個別性と、それらを包摂する学校の教育課程との調整をどのように図るか。
- 各教科等の目標、内容、方法、評価の在り方をどのように考えればよいか。
- ① 各教科等の目標(見方・考え方、資質・能力の3つの柱)について改善すべき点はあるか。
  - ② 各教科等の内容を、どのような原理・方法で選択・組織するか。
  - ③ ①、②を効果的に育成するための方法(教材、指導方法、学習評価)には何があるか。
- これまでの学習指導要領(①学習指導要領改訂の経緯、②総則と教科等との関係、③改訂のコンセプトや用語の周知)を振り返ると、どこに課題があったのか。
- 現行学習指導要領の実現に向けて、学習指導要領の改善とそれを取り巻く諸条件の改善について、どのような方向が考えられるか。
- 学習指導要領の実現に向けた政策形成・展開の在り方をどのように考えればよいか。
- ① 学習指導要領の用語の定義や伝え方にどのような工夫が考えられるか。
  - ② 教育委員会、学校にはどのようなことが求められるか。
  - ③ 教育課程の編成・実施に際しての条件整備をどのように考えるか。

○ 我が国が直面するカリキュラムのリデザインとエコシステムの確立に向けて諸外国はどのような戦略をとっているのか。我が国が直面するカリキュラムのリデザインとエコシステムの確立に向けて諸外国はどのような戦略をとっているのか。現行学習指導要領の改訂を提言した中教審答申以降の国の教育課程行政を取り巻く提言にはどのようなものがござりますか。国内に参考となる知見はあるか。それらは相互にどのように関わっているのか。